

日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に関する平成15年度に係る業務の実績に関する評価〔全体評価〕

評価項目	評価の結果
事業活動	<p>日本私立学校振興・共済事業団（以下、「事業団」という。）の設立の目的である私立学校の教育の充実及び向上、経営の安定のための私学振興施策について、中期計画に掲げた内容に沿った見直しが着実に進んでいると認められる。</p>
補助事業	<p>各学校法人から書類の提出時期を早期化することにより、中期目標期間に補助金の交付決定時期を早期化するための準備が着実に進んでいる。</p> <p>次年度以降も、補助金の交付時期を早めるための努力を継続していくことが望まれる。</p>
貸付事業	<p>債権管理については、返済期日に関する注意喚起等、新たな滞納を発生させないための適切な努力がなされているとともに、延滞債権についても適切な督促、延滞解消のための学校法人への財務指導等が行われたことにより、リスク管理債権の割合が年度計画における目標である3%を下回る2.32%となったことは評価できる内容であり、中期目標達成に向けて着実な成果が得られた。</p> <p>貸付けの相手方が私立学校を設置する学校法人であることから、風評被害による学生募集力の低下等を招かないよう注意しつつ、今後も適切な対応が望まれる。</p>
受配者指定 寄付金事業	<p>電算処理方法マニュアルを作成したことにより、1件あたりの平均審査期間は年度計画に掲げた2%を上回る3.9%短縮されていることは評価できる内容であり、中期目標達成に向けて着実な成果が得られた。</p> <p>次年度以降も、事務手続きに関して、絶えず必要な見直しを行うことにより処理期間の短縮を図っていく努力が望まれる。</p>
学術研究振 興基金事業	<p>事務処理の効率化を図ることにより、年度計画で目標とした日時よりさらに数日審査期間を短縮することにより、内示時期が早期化されたことは評価できる内容であり、中期目標達成に向けて着実な成果が得られた。</p> <p>次年度以降も、改革意識を継続することにより、さらなる審査期間短縮への努力が望まれる。</p>
教育条件・ 経営情報 支援事業	<p>基礎データ入力時におけるセキュリティの強化のためのプログラム修正、負荷分散システムの構築、私学情報データベースバックアップシステムの構築、私学サーバファームファイアウォールバックアップシステムの構築等、事業団が目指す情報システム構築のために年度計画に掲げた目標を全て達成した点を評価する。本事業についても中期目標達成に向けて着実な成果が得られた。</p> <p>次年度以降も、構築した情報システムをいかに有効に活用していくかについて、絶えず検討することが望まれる。</p>

<p>情報収集・提供・広報・普及啓発</p>	<p>インターネット、電子メールを活用した情報収集システムを構築することにより事務の効率化が図られており、中期目標の達成に向けておおむね成果を上げている。</p> <p>本事業については、担当者のスキルアップを図りシステムをより有効に活用できるよう、学校法人事務担当者向け研修会の回数を増やすこと、引き続き事務の効率化を図るための数値目標の設定に関する検討が望まれる。</p>
<p>事業運営</p>	<p>事業運営に関しても、財務関係、人事関係等について、中期計画に掲げた内容に沿った見直しが着実に進んでいると認められる。</p>
<p>運営（理事長等のマネジメント）</p>	<p>事業団に独立行政法人的な管理手法が導入されたのは平成15年10月からであり、今回評価すべき期間は後半の半年間ではあるが、年度後半だけではなく、年度を通じて、私学の振興を目的として行うあらゆる業務について、サービスの向上・事務の効率化に向け事業団が、理事長のリーダーシップのもと一丸となって努力していくという姿勢が伺えた。</p> <p>次年度以降も更なるサービスの向上・事務の効率化に向けた努力を期待したい。</p>
<p>財務</p>	<p>印刷製本、機関誌発行、建物修繕に関する工事等に競争入札を実施することにより一般管理費を削減するとともに、職員を1名削減することにより人件費を削減し、1%以上の総費用の縮減を達成するとともに、事業団が発行する「今日の私学財政」を増刷し有料販売することを決定しており、新たな収入源に関する検討も行われている。</p> <p>しかしながら、事業団の収入支出予算に関しては、事業団の性格上さまざまな要因から、今後の不確かさが懸念されるところであり、新たな収入財源を確保するための方策等引き続き事業団の経営安定のための検討が望まれる。</p>
<p>人事</p>	<p>私立学校の教育条件・経営の改善に向けた取組みを支援するため、改善方策の考え方、改革の実践について学ぶための研修及び独立行政法人的管理手法導入に伴う職員の意識改革、資質向上のための研修が計画的に行われている。</p> <p>また、職員の採用については優秀な人材が確保できるよう努めるとともに、人事配置についても適切な配慮が行われている。</p> <p>研修の効果の把握に努めつつ、引き続き私立学校へのサービス向上に資する実りのある研修を実施することが望まれる。</p>
<p>その他</p>	<p>本年度は導入には至らなかったものの、業務執行の効率化を図るために業務のアウトソーシングについての検討がなされており、今後も事務効率化のための検討が望まれる。</p>

事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務実績について記述式により評価する。

評価項目	評価の結果
総 評	<p>本事業団を評価するにあたり、事業団が運営費交付金等の国からの経費を受けてその事業を遂行する法人ではなく、自らが行う貸付事業から得られる収益金により法人を運営している点を考慮すべきであろう。</p> <p>独立行政法人的管理手法が導入された平成15年度は、理事長のリーダーシップの下、事業団の運営に対して重大な影響を及ぼす貸付事業をはじめ、補助事業、受配者指定寄付金事業、学術研究振興基金事業、教育条件・経営情報支援事業、情報収集・提供・広報・普及啓発の各事業において、私学振興の観点のもと適切な業務の見直しが行われており、着実な成果を得ていると評価する。</p> <p>次年度以降も私学振興のための中心的な役割を果たす法人として、その役割に大いに期待する。</p>

項目別評価及び上記の横断的な評価を総合し、法人の活動全体についての総評を記述する。

日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に関する平成15年度に係る業務の実績に関する評価〔項目別評価〕

業務運営の効率化に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定	
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項等
<b>業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	<b>業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>							
<p><b>1 共通事項</b></p> <p>法人の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進める。</p> <p>一般管理費及び人件費については、中期目標期間の最後の事業年度において、平成14年度比で11%以上の効率化を図ること等により、中期目標期間中の毎年度において、対前年度比1%以上の水準を目標に総費用縮減に努め、事業全体の効率化を図る。</p> <p>例えば一般競争入札の積極的な導入等により、印刷製本・機関誌刊行等の調達価格を削減するなどの取り組みを行う。</p>	<p><b>1 共通事項</b></p> <p>一般管理費及び人件費の効率化既定の本年度予算の執行に際して、経費の節約と効率的執行を図り、一般管理費及び人件費の効率化を図る。</p>	<p>一般管理費等の節減などによる経費の抑制状況</p>	<p>・以下の指標を踏まえて委員の協議により評定を決定</p>	<p>平成14年度の一般管理費及び人件費の予算額1,534百万円に対して、平成15年度の一般管理費及び人件費の予算額は、1,425百万円（対14年度予算比7.1%）とし、効率化を図った。平成15年度の一般管理費及び人件費の決算額は1,328百万円であり、対平成15年度予算比で93.2%の執行率であった。</p> <p>総費用の縮減</p> <p>平成14年度の総費用予算額455,673百万円（節約後予算額）に対し平成15年度の総費用予算額は430,573百万円（対14年度予算比5.5%）とし、事業全体の効率化を図った。平成15年度の総費用の決算額は401,920百万円であり、対平成15年度予算比では、93.3%の執行であった。</p>	<p>A</p>	<p>調達コストの削減、競争入札の徹底等の意識改革が進んだ点は評価できる。</p> <p>（留意事項）</p> <p>この成果達成のプロセスがどのような追求のもとに達成できたのか、余裕のあった部分を圧縮しただけなのか、効率化のための明確な改革意識のもと不要業務を削減したのか等を明らかにしておくことが次年度の効率化活動のポイントとなる。</p> <p>また、決算書の作成にあたり、独立行政法人会計基準によって記されているものの、一般にわかりづらい表記があるように思われるため、次年度以降の決算書の作成にあたっては、監事、公認会計士等とも相談のうえ検討されたい。</p>		
		<p>一般管理費及び人件費の効率化の達成率</p>	<p>2.2%以上</p>	<p>1.2%以上</p>	<p>1.2%未満</p>		<p>A</p>	
		<p>総費用縮減の達成率</p>	<p>1.0%以上</p>	<p>0.5%以上</p>	<p>0.5%未満</p>		<p>A</p>	

2 補助事業

当該事業の目的等

私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに私立大学等に在学する学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立大学等の経営の健全性を高め、もつて私立大学等の健全な発達に資するため、事業団が国から私立大学等経常費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受け、これを大学等を設置している学校法人に交付する。

この補助金の交付事務に当たり申請書類の簡素化及び電算処理方法の改善等により迅速化を図り、学校法人に対する交付決定の時期を早め、中期目標期間中に1月までに行うこととする。

2 補助事業

- 申請事務の簡素化・早期化
  - ア 電子メールの活用により申請書類の様式の配付を開始。  
(実施済み)
  - イ 申請書類の提出時期の早期化  
(11月から7月に早期化済み)
  - ・非常勤教員調査票
  - ・教職員福利厚生費調査票
  - ・私立大学退職金財団掛金支出調査票
  - ・附属病院病床数調査票
- (参考) 本年度の交付決定時期は平成16年3月予定  
(昨年度同時期)

補助金の交付事業に関する簡素化及び迅速化の状況

・以下の指標を踏まえ  
て委員の協議により  
評定を決定

ア電子メールの活用により申請書類の様式の配付を開始  
私立大学等経常費補助金に係る調査票は4月初旬から6月下旬に学校法人へ送付した。このうち選任教員・職員調査票以外の全ての調査票について、調査票ごとの電子媒体様式の利用案内を行い、平成15年度計画にあるとおり、利用希望のあった全ての学校法人へ電子メールで様式を送付した。

イ申請書類の提出時期の早期化  
私立大学等経常費補助金に係る調査票のうち、非常勤教員調査票、教職員福利厚生費調査票、私立大学退職金財団掛金支出調査票、附属病院病床数調査票、については、これまで、補助金の交付事務の平準化のため、10月に調査票を送付し、11月に提出期限としていた。  
平成15年度は、補助金の交付事務の迅速化、効率化に向け、交付に向けたスケジュールを見直し、これらの調査票を6月に送付、提出期限を7月に変更した。

平成15年度私立大学等経常費補助金は平成16年3月5日に604学校法人へ交付決定をし、通知した。

A

この分野は確実に動き出している点は評価できる。

(留意事項)  
補助金の交付時期をもう少し早める努力は必要であろう。

申請書類の簡素化の状況

- A : 具体的に検討し着実な成果を得た
- B : 具体的に検討が進んでいる
- C : 具体的に検討が進んでいない

A

		電算処理方法の改善状況	A:具体的に検討し着実な成果を得た B:具体的に検討が進んでいる C:具体的に検討が進んでいない		A	
<p><b>3 貸付事業</b></p> <p>当該事業の目的等 私立学校教育の充実及び向上並びに学校法人等の経営の安定のため、長期かつ低利の固定金利で、私立学校の校地、校舎等の施設設備及びその他経営のために必要な資金を私立学校を設置している学校法人等に貸し付ける。</p> <p>(1) 償還予定法人等に対して、返済期日の1か月前に払込み期日の案内(払込通知書)を送付して返済忘れのないよう注意を喚起し、期日に返済のなかった法人等には直ちに問い合わせをするなどして、中期目標期間中の貸付金の回収率を高め財務基盤の健全性を図る。</p>	<p><b>3 貸付事業</b></p> <p>(1) 平成15年度償還分への取組みについて</p> <p>平成15年9月20日償還分の対処(実施済み)</p> <p>ア 振込期日の案内(払込通知書 8月28日付け通知)</p> <p>イ 償還予定法人等 1,585 法人等</p> <p>ウ 未償還法人等 104 法人</p> <p>エ 電話による督促 67 法人(9月24日実施)</p> <p>オ 文書による督促 (10月8日付け通知予定)</p> <p>平成16年3月20日償還分の対処</p> <p>ア 振込期日の案内(払込通知書 平成16年2月26日付け通知予定)</p> <p>イ 償還予定法人等 1,812 法人等</p> <p>ウ 電話による督促 (平成16年3月25日実施予定)</p> <p>エ 文書による督促</p>	当該年度分の適切な回収に向けた取組み状況	・14年度の回収率と比べた改善状況及び15年度における適切な回収に向けた取組みについて状況を委員の協議により評定を決定	<p>平成15年9月20日償還分の対処</p> <p>平成15年9月20日償還予定法人 1,585 法人等(償還予定額 40,960,670 千円)に対し、8月28日に払込通知書を送付した。償還日までに返済のなかった104 法人のうち、長期に滞納している法人及び事前に返済期日が遅れる旨の連絡のあった法人を除いた67 法人に対して、電話による問い合わせ・督促を9月24日に行った。</p> <p>この結果、9月末日までの滞納法人は65 法人(うち滞納期間1年以上の長期滞納法人は41 法人、9月新規滞納発生法人22 法人)となり、9月分の未償還額は479,780 千円となった。</p> <p>このため、9月末日時点ではの償還額は40,480,890 千円となり、償還予定額の40,960,670 千円に対する回収率は98.83%となった。</p> <p>引き続き、10月24日に滞納法人35 法人に対して文書による督促を行った。さらに滞納が引き続き法人については、11月以降も毎月、文書による督促を行う他、電話、面談等により督促、現状把握に努めた。</p> <p>この結果、9月償還分における16年3月末日時点で回収額は40,618,996 千円となり(未償還額341,674 千円)、償還予定額の40,960,670 千円に対する回収率は99.17%となった。また新規滞納法人は22 法人から4 法人まで減少した。</p> <p>平成16年3月20日償還分の対処</p> <p>平成16年3月20日償還予定法人等 1,581 法人等(償還予定額 17,818,350 千円)に対し、2月26日に払込通知書を送付した。</p>	A	回収率もよく、また、適切な対応をしているので評価できる。  (留意事項) 教育現場が相手であることと風評被害で募集力が下がっては困るので慎重な対応が必要である。事業団が積極的に対応することで事例のような効果があることも事実なので、今後も実効ある対応が望まれる。

	(平成16年4月8日付け通知予定)			<p>償還予定日までに返済がなかった84法人のうち、長期滞納法人及び事前に返済期日が遅れる旨の連絡のあった法人を除いた56法人に対して、3月23・24日及び3月30・31日に電話による問い合わせ・督促を行った。</p> <p>この結果、3月末日における滞納法人は49法人(うち滞納期間1年以上の長期滞納法人は38法人、3月新規滞納発生法人7法人)で、3月末日までの償還額は17,536,280千円となり(未償還額282,070千円)、償還予定額の17,818,350千円に対する回収率は98.42%となった。なお、平成15年度の新規滞納発生法人は11法人であった。</p> <p>これらの滞納法人については、平成16年4月以降も引き続き、文書等による督促を行っている。</p>	
<p>(2) 延滞となっている貸付金については、当該学校法人等の返済意欲を失わせないように法人等との連絡を密にし、中期目標期間末において、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を3.5%以下とする。</p>	<p>(2) 延滞債権への取組みについて</p> <p>滞納法人への督促</p> <p>ア 文書による督促 毎月実施</p> <p>イ 電話による督促 計画返済の履行状況等に応じて実施</p> <p>ウ 出張による督促 33法人(1法人実施済み)</p> <p>エ 所轄都道府県主管課からの現況把握</p> <p>平成15年度末のリスク管理債権の割合</p> <p>平成15年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を3.0%以下とする。</p>	<p>延滞債権の適切な回収に向けた取組み状況</p>	<p>・以下の指標及び15年度における延滞債権の適切な回収に向けた取組み状況を踏まえ委員の協議により評定を決定</p>	<p>滞納法人への督促</p> <p>平成14年度末の滞納法人52法人に対して毎月文書、電話による督促を行った。そのうち、長期滞納となっている32法人については直接、学校法人へ出張し、督促を行うとともに当該滞納法人の現況聴取を実施した。</p> <p>また、これらの法人を所管する28都道府県所管課においても法人の現況等について状況把握に努めた。これらの督促等により、平成15年度には、11法人について滞納が解消された。このうちの2法人については以下のような対応をした。</p> <p>1. 貸付債権27億円のA法人は平成15年3月に滞納となったが、直接法人と面談し滞納原因、資金繰等について対応を検討した。さらに事業団私学経営センターにて、財政上の問題点と将来計画、資金繰等の分析をし、経営相談を実施した。</p> <p>以上のことにより、当該法人は設立母体である宗門から援助を受け滞納を解消した。</p> <p>2. また、23億円の貸付債権のあるB法人が平成15年9月に滞納したことから当該法人と面談し、資金繰について対策を検討し、経費等の節減と施設、設備投資の抑制に努めるよう指導した。</p> <p>この結果、私立高等学校経常費補助金と、その後生徒が順調に確保できたことにより滞納は解消した。</p>	<p>A</p>

				<p>平成 15 年度末のリスク管理債権の割合 延滞債権への取り組み等の結果、平成 15 年度末のリスク管理債権額は 15,653,839 千円となり、平成 15 年度末総貸付残高 676,043,737 千円に対するリスク管理債権の割合は 3 %以内の 2.32 %となった。</p>	A	
<p><b>4 受配者指定寄付金事業</b></p> <p>当該事業の目的等 私立学校の教育と研究の振興のため、法人又は個人より寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する。 この受配者指定寄付金には、寄付者に対する所得税、法人税における税法上の優遇措置がとられる。</p> <p>受配者指定寄付金の配付に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、審査手続の見直しなどの事務手続の効率化を図り、1 件当たりの平均処理期間を中期目標期間中に 5 %以上短縮する。</p>	<p><b>4 受配者指定寄付金事業</b></p> <p>受配者指定寄付金の配付に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、審査手続の見直し及び電算処理のマニュアル作成による事務手続の効率化を図り、1 件当たりの平均処理期間を 2 %以上短縮する。</p>	<p>受配者指定寄付金配布における手続の効率化状況</p>	<p>・以下の指標に加え、審査手続の見直しや電算処理マニュアルの作成状況等 15 年度の取り組み状況を踏まえ、委員の協議により評定を決定</p>	<p>寄付金の配付に当たっては、配付申請を受け、申請内容（事業の進捗状況、事業費の支払状況等）についての書面審査を経て配付のための事務手続を行っている。配付決定に係る内部決裁後、原則として月末の月一回の配付を行っている。 平成 15 年度は配付に係る審査手続の見直しにより資金交付日が、原則として月末 1 営業日前から 2 営業日前に短縮となった。  平成 15 年度配付寄付金額は 10,824,257 千円、配付法人数は 111 法人であった。</p>	A	<p>配付時期の早期化について努力している。  （留意事項） 作成したマニュアル、システムの見直し等を絶えず行うことにより、引き続き処理期間の短縮を図っていく必要がある。</p>
		<p>1 件あたりの処理期間の短縮状況</p>	<p>2 % 以上 1 % 以上 1 % 未満</p>	<p>また、配付関係資料の作成について電算処理方法マニュアルを作成し、事務手続にかかる日数を短縮し効率化を図った。 このことにより、平成 14 年度、寄付金の配付申請から寄付金の配付までの 1 件あたりの平均処理期間が 30 日であったが、平成 15 年度（10 月～3 月）での 1 件あたりの平均処理期間は 28.92 日となり、前年度比で 3.6 %の短縮となった。</p>	A	
<p><b>5 学術研究振興基金事業</b></p> <p>当該事業の目的等 私立大学等における特色のある学術研究の振興に寄与し、社会的要請の強い学術研究を助成するため、経済界、私学関係者等広く一</p>	<p><b>5 学術研究振興基金事業</b></p>					



<p>般から寄付金を受け入れた学術研究振興基金の運用益を、学術研究振興資金として私立大学等が行う学術研究に直接必要な経費に対し交付する。</p> <p>学術研究振興資金の交付について、厳正な審査を引き続き実施しつつ、電算処理方法の改善等を図り、内示の時期に当たっては中期目標期間中に前年度2月までに行う。</p>	<p>平成16年度学術研究振興資金の交付について、厳正な審査を引き続き実施しつつ、外部の選考委員が評価した点数に基づいた偏差値を算出し、直ちに各選考委員に通知して早期に評価点を確定することにより平成16年度分の内示を平成16年3月15日までに進行。</p> <p>〔平成15年度分の内示は平成15年3月19日〕</p>	<p>学術研究振興基金事業に係る内示の早期化の状況</p>	<p>・以下の指標に加え、厳正な審査が継続されているか、電算処理方法の改善状況等を勘案し委員の協議により評定を決定</p> <p>内示時期</p> <p>A：公表時期が計画より早く実施（3月14日以前） B：公表時期が計画とほぼ同じ（3月15日～18日） C：公表時期が昨年と同じ</p>	<p>学術研究振興資金選考委員会（委員14名）を平成16年2月27日に開催し、また、同委員会後の内示関係資料の作成に当たって電算出力処理の改善等を含め事務手続きの効率化を図り、平成16年3月11日に内示通知を送付した。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>事務手続きの効率化が図られた点は評価できる。</p> <p>（留意事項） 事務手続きの効率化の成果は、担当者や管理者の意識改革も大きく寄与していると考えられるので、今後も改革意欲の持続をいかにするかが課題ではないか。</p>
<p><b>6 教育条件・経営情報支援事業</b></p> <p>当該事業の目的等 私立学校の教育条件及び学校法人の経営に関し、情報の収集、調査及び研究分析を行い、その成果を提供するとともに、関係者の依頼に応じて相談、指導・助言を行う。</p> <p>私学サーバファームを中核とする総合的情報ネットワークの整備に努め、総合的・効率的な私立学校の情報の収集・蓄積・提供を目的とする私学データバンクを構築し、私立学校の経営支援等のために必要な情報提供を図る。</p>	<p><b>6 教育条件・経営情報支援事業</b></p> <p>(1) 私学データバンク構築のための総合的情報ネットワークの整備について本年度は以下の取組みを行う。 ア 基礎調査データ入力時におけるセキュリティ（認証システム）の強化 イ 負荷分散システムの構築</p>	<p>私立学校の教育条件・経営情報支援事業の実施状況</p>	<p>・以下の指標を踏まえ委員の協議により評定を決定</p>	<p>(1)ア基礎調査データ入力時におけるセキュリティ（認証システム）の強化（略） 学校法人基礎調査における大学等選任教員等・個人票及び大学等選任職員・個人票において、[download]ボタンを押すことにより、この帳票のデータがCSVファイルに書き出されるが、今までは法人全体のデータがダウンロードされてしまい不便であった。 今回の開発において、私学サーバファームの入力支援機能における子認証によるデータのダウンロードを認証許可が行われている範囲にのみ制限することにより、基礎調査データ入力時におけるセキュリティ（認証システム）が強化された。 この機能の強化は、平成15年11月よりシステムの改善に着手し、平成16年3月下旬に完了した。</p>	<p>A</p>	<p>年度計画に掲げた目標を全て達成している点を評価。</p> <p>（留意事項） システムを改良し整備することは勿論重要ではあるが、それ以上にそのシステムをいかに活用するか、いかに効果性を高める活用ができるかを追求する姿勢が重要である。</p>

ウ 私学情報データベースバックアップシステムの構築

エ 私学サーバファームファイアウォールバックアップシステムの構築

オ 学校法人が基礎調査様式を出力するための機能の追加（実施済み）

(2) 私立学校へ提供する情報の充実について

学校法人等がインターネットを利用して、自法人等の財務帳票及び事業団が系統別・地域別等に集計した財務帳票を直接出力することができる提供システム（私学データ作成システム）を構築する。

- ・ 財務シミュレーション・資金収支計算書
- ・ 消費収支計算書・貸借対照表
- ・ 財務比率表（実施済み）

ただし、この機能は、平成 16 年度の学校法人基礎調査から適用されるので、稼働は平成 16 年 4 月からになる。

イ 負荷分散システムの構築

私学サーバファームの充実（インターネットによる学校法人基礎調査の実施など）及びコンテンツ構築により、学校法人・一般社会等からのアクセスの増加が見込まれており、私学サーバファームへのアクセスが集中した場合にはサーバダウンに至る危険性がある。

このサーバダウンを回避するために、私学サーバシステムへの通信の負荷を分散し安全で快適な環境を維持するため、負荷分散システムを構築した。

平成 16 年 1 月下旬よりシステムの構築に着手し、平成 16 年 3 月中旬に完成・稼働した。

ウ 私学情報データベースバックアップシステムの構築

（略）

平成 15 年度、業務の効率化（助成業務システムのクライアントサーバシステム化）及び業務経費の節減を図るためホストコンピュータを廃止した。その廃止に伴い、私学情報データベースバックアップシステムの構築が急務となっていたので、平成 16 年 2 月よりシステムの開発に着手し、平成 16 年 3 月中旬に完成・稼働した。この構築により、システムトラブル等による業務の停滞などが防止できることとなった。

エ 私学サーバファームファイアウォールバックアップシステムの構築

インターネット上において問題となっているデータの不正流出を防止するため、私学サーバファームへの不正アクセスは、ファイアウォールによって遮断している。このファイアウォールシステムの運用にハード障害等によって支障をきたさないようバックアップシステムを構築した。

平成 16 年 1 月に着手し、平成 16 年 3 月に稼働

した。

オ 学校法人が基礎調査票様式を出力するための機能の追加

平成 14 年度より、学校法人がインターネットを利用して学校法人基礎調査を作成・提出できるシステム（基礎調査票 e-マネージャ）を稼働した。しかし、このシステムを使インターネットで学校法人基礎調査票を送信した場合、学校法人には調査票の控えが残らず、法人内での決裁等が必要な場合には紙媒体がないことによる不便が生じていた。そこで、インターネット送信した学校法人基礎調査票の印刷が学校法人でも可能になるよう私学サーバファームに基礎調査票様式を出力するための機能を追加した。

平成 15 年 4 月に着手し、平成 15 年 6 月に完成・稼働した。

(2)従来、私学経営相談センターが学校法人からの要望に応じて作成・提供していた財務帳票等を、「私学データ作成システム」により、学校法人がインターネットを利用して、直接出力可能とした。「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財務比率表」等に加え、平成 15 年 10 月には「資金収支計算書」、平成 16 年 2 月には「財務シミュレーション」の出力システムを稼働させ、提供情報の充実を図った。また、学校法人に刊行物として配付している「今日の私学財政」（平成 10 ～ 15 年度版）を、インターネットで閲覧できる「今日の私学財政閲覧システム」を開発し提供した。

これらの利用については、文書及び「月報私学」の中で学校法人に周知した。

総合的情報  
ネットワークの整備状況

A：年度計画に掲げる  
取組みをすべて達成  
B：年度計画に掲げる  
取組みをほぼ達成  
C：年度計画に掲げる  
取組みをほとんど  
達成できなかった

A

		私学データ作成システムの構築状況	A：年度計画に掲げる取組みをすべて達成 B：年度計画に掲げる取組みをほぼ達成 C：年度計画に掲げる取組みをほとんど達成できなかった		A	
<b>7 情報収集・提供・広報・普及啓発</b>	<b>7 情報収集・提供・広報・普及啓発</b>					
(1) インターネットや電子メールを積極的に活用することにより、情報収集を迅速化し、事務の効率化を図る。 ホームページにより提供情報の電子化を促進し、広く一般に対する広報活動等の迅速化に努め、事務の効率化を図る。	(1) 情報収集及び情報提供の迅速化について 情報収集及び情報提供の迅速化を図るため、インターネット・電子メール・ホームページを積極的に活用する。 インターネット・電子メールの活用による情報収集 ア インターネットによる私立学校等に関する情報の収集 イ 私立学校等との連絡のための電子メールの活用 ホームページによる提供情報の電子化（実施済み） ア 補助事業、貸付事業、受配者指定寄付金事業、学術研究振興基金事業、教育条件・経営情報支援事業に関する情報 イ 学校法人会計基準等 ウ 法令で公表が義務付けられている情報	情報収集・提供・広報・普及啓発に関する効率化の状況	・インターネット・電子メールの活用による情報収集の状況やホームページによる情報提供の実施等の取組み状況を勘案しつつ委員の協議により評定を決定		B	資金を必要とする当該事業を進めている点は評価できる。今後、インターネット利用促進のため利用法人に対し具体的なメリットを提供すること、数値目標の設定に関する検討が望まれる。
(2) 電子媒体による入力システムの開発により環境の整備に努めるとともに、学校法人等に対し各種研修会等を通じ当該入力システムの普及を推進し、事務の効率化を図る。	(2) 学校法人が直接入力する学校法人基礎調査入力システムについて 入力システムの開発 高等学校法人、中学校法人、小学校法人 (参考) 大学法人、短期大学法人、高等専門学校法人の	提出書類の電子媒体化の整備状況	・高等学校法人、中学校法人及び小学校法人の入力システム開発の進捗状況及び開発済みのシステムも含めた各入力システムの学校への普及に向けた取組み状況を	入力システムの開発 私学データバンクの構築の目的である「情報の一元的管理及び効果的・効率的な情報のインタラクティブ（双方向化）」を実現するため、学校法人から直接インターネットにより調査データを収集する必要がある。 平成14年度までに、学校法人が直接インターネットを利用して学校法人基礎調査票のデータを作	A	情報の一元的管理、効率的双方向化は、どれだけ予算が確保できるかによるため、なかなか評価が難しいが、全体としてみると、非常によく情報化が進んでいると評価できる。  (留意事項) 研修会を増やし、対象法人の事務担当者

	<p>入力システムは開発済み 入力システムの普及</p> <p>ア 入力システム利用案内の送付 (送付済み)</p> <p>イ 入力システムの利用について 「月報私学」への掲載 (5月号掲載済み)</p> <p>ウ 補助金事務担当者研修会での 入力システムの利用案内 (実施済み)</p> <p>エ 出張時における入力システム の利用案内</p>		<p>踏まえ、委員の協議 により評定を決定</p> <p>成・提出できるシステム(基礎調査票 e-マネージャ)を構築し、大学法人、短期大学法人、高等専門学校法人を対象に稼働している。</p> <p>平成15年度は高等学校法人、中学校法人を対象に、基礎調査票 e-マネージャを開発・稼働させ、同入力システムの対象法人の拡大を実施した。</p> <p>入力システムの普及</p> <p>次の取り組みにより入力システムの周知と利用の促進を図った。</p> <p>ア 『「基礎調査票 e-マネージャ」利用のご案内』を調査対象法人(1,363法人)に送付した。</p> <p>イ 「月報私学」5月号に利用案内を掲載した。</p> <p>ウ 全国6地区で実施した補助金事務担当者研修会において、大学法人、短期大学法人、高等専門学校法人の事務担当者に、利用案内を配付した(677法人)。</p> <p>エ 出張時に訪問した学校法人のうち、学校法人基礎調査の対象となる82法人(大学法人49, 短大法人16, 高校法人16, 小学校法人1)に対し利用案内を送付した。</p>	<p>のスキルアップを図ること、具体的な数値目標の設定に関する検討が望まれる。</p>
--	---	--	---	---

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定																											
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項等																										
<b>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	<b>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>																																	
<b>1 補助事業</b>	<b>1 補助事業</b>																																	
(1) 補助対象経費や補助金の交付条件等を学校法人に周知するため、全国5会場において補助金事務担当者研修会を毎年度開催するとともに、配分基準等をホームページで公開する。	(1) 補助対象経費や補助金の交付条件等の学校法人への周知について 補助金事務担当者研修会の開催（実施済み） ・実施時期 平成15年6月～7月 ・実施会場 全国を6地区に分けて次の会場で実施 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市 ・参加法人数 677法人 (出席者2,875名) 配分基準等のホームページでの公開（実施済み） ア 取扱要領 イ 配分基準 ウ 特別補助配分基準	学校法人への交付条件等の周知状況	・中期目標期間開始前に研修会の開催が終了していたため下記の指標を勘案し、委員の協議により評定を決定	<b>補助金事務担当者研修会の開催</b> 年度計画に基づき、補助金事務担当者研修会を次のとおり開催した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>会場</th> <th>参加法人数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月24日</td> <td>札幌市</td> <td>33</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>7月1日</td> <td>仙台市</td> <td>37</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>6月3,4日</td> <td>東京都</td> <td>292</td> <td>1,377</td> </tr> <tr> <td>7月1日</td> <td>名古屋市</td> <td>78</td> <td>282</td> </tr> <tr> <td>6月10日</td> <td>大阪市</td> <td>163</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td>6月24日</td> <td>福岡市</td> <td>74</td> <td>236</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	会場	参加法人数	参加人数	6月24日	札幌市	33	174	7月1日	仙台市	37	153	6月3,4日	東京都	292	1,377	7月1日	名古屋市	78	282	6月10日	大阪市	163	653	6月24日	福岡市	74	236	B	学校法人への周知活動は十分に行われており評価できる。配分基準の公開に日数を要したことには合理的な理由が認められる。  (留意事項) 研修会に参加した担当者の理解の度合いを把握する方策の検討が望まれる。
開催日	会場	参加法人数	参加人数																															
6月24日	札幌市	33	174																															
7月1日	仙台市	37	153																															
6月3,4日	東京都	292	1,377																															
7月1日	名古屋市	78	282																															
6月10日	大阪市	163	653																															
6月24日	福岡市	74	236																															
		配分基準の公開状況	A：配分基準等の承認通知受理後、直ちに公開 B：やむを得ない合理的な理由により公開が遅れた C：やむを得ない合理的な理由もなく公開が遅れた	<b>配分基準等のホームページでの公開</b> 私立大学等経常費補助金取扱要領・私立大学等経常費補助金配分基準について、平成15年2月19日改正を平成15年5月16日に、平成16年2月17日改正を平成16年4月1日にそれぞれホームページで公開し、学校法人へ通知した。	B																													
(2) 文部科学省の交付要綱の見直し等の状況を踏まえつつ、配分方法について見直しを適時適切に行い、補助効果を高めることとする。	(2) 配分方法の見直しについて補助金の配分方法のうち、以下の事項について見直しを行う。 ア 収入超過状況による調整の強化方法 イ 「在籍学生数の収容定員に対	補助金配分方法の見直し状況等	A：計画どおり見直しを行った B：やむを得ない合理的な理由により一部の見直しを行わなかった	補助金の効率的配分を行うために次の見直しを行い、私立大学等経常費補助金取扱要領・私立大学等経常費補助金配分基準を平成16年2月17日に改正した。 ア 収入超過状況による調整の強化方法 収入超過が一定額を超える場合、調整係数表等	A																													

	<p>する割合が50%以下の学部等に関する取扱い」に係る特例要件</p> <p>ウ 財務内容の公開についての義務化に伴う要件等</p> <p>エ 特別補助の項目のうち「地方高等教育機関の活性化」(活性化に向けた取組み状況を反映させる)</p>		<p>C: やむを得ない合理的な理由もなく見直しを行わなかった</p>	<p>により算出したA、B、C配点から、50点を減じる強化をした。</p> <p>イ 「在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下の学部等に関する取扱い」に係る特例要件 在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下の学部等に関する取扱いについて、当該規定を継続して適用する期間について、平成15年度から3か年の上限を新たに設けた。</p> <p>ウ 財務内容の公開についての義務化に伴う要件等 財務内容の公開についての義務化に伴う要件等については、「私立学校法の一部を改正する法律案」の成立と平成17年度からの施工時期を守って行うこととした。</p> <p>エ 特別補助の項目のうち「地方高等教育機関の活性化」(活性化に向けた取組み状況を反映させる) 特別補助の項目のうち「地方高等教育機関の活性化」について、当該大学等の教育研究活動に基づく点数(9点満点)をもとに、130%から70%の調整率を乗じて得られた額を増額することとした。</p>		
<p>(3) 補助金の交付先・交付額等について、毎年度新聞等への発表とともに、ホームページで公開する。</p>	<p>(3) 補助金の交付先・交付額等の新聞等への発表等について</p> <p>新聞等への発表等</p> <p>平成14年度補助金について、額の確定結果に基づき、交付先・交付額等を発表する。(9月25日 日文部科学省記者クラブで実施済み：テレビ報道は即日、新聞報道は翌日報道)</p> <p>ホームページへの公開 10月1日公開予定</p>	<p>補助金の交付先・交付額等の公表状況</p>	<p>・補助金の交付先・交付額等の新聞等への発表等及びホームページでの公開状況を踏まえ委員の協議により評定を決定</p>	<p>新聞等への発表等</p> <p>平成14年度補助金について、学校法人の決算完結後に提出された実績報告書による補助金額の確定後、交付学校名・交付額等を平成15年9月25日 日文部科学省記者クラブにて発表した。</p> <p>ホームページへの公開 補助金の交付学校名・交付額等について平成15年10月23日にホームページで公開した。</p>	A	<p>補助金の交付に関する情報の公開は短期間になされていることを評価する。</p>
<p><b>2 貸付事業</b></p> <p>(1) 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)の趣旨も踏まえた貸付制度とするとともに、調達した貸付</p>	<p><b>2 貸付事業</b></p> <p>(1) 貸付制度の見直しについて</p> <p>「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)</p>	<p>貸付条件等の見直し状況</p>	<p>・中期目標開始前に対応を行っている「特</p>	<p>ア 貸付事業計画額を縮減し、770億円(前年度880億円)とした。</p>	A	

<p>財源の条件をもとに貸付条件(貸付金利、貸付期間、融資限度額等)の適時適切な見直しを図る。</p>	<p>への対応  <b>本年度実施済みのもの</b>  <b>ア 貸付事業計画額の縮減</b>  770 億円 (前年度 860 億円)  <b>イ 融資費目の廃止</b>  貸付利率、融資率で優遇していた大学等移転事業を対象とした「移転費」の廃止  <b>ウ 融資対象学校種の縮減</b>  校具、教具等の整備に要する資金の融資対象から大学等を除外  <b>エ 融資率の引き下げ</b>  寄宿舎、学生診療所、国際交流施設及び障害者利用施設の整備に要する資金の融資率を「90%又は85%」から「80%」に改定  <b>貸付条件の見直し</b>  財政融資資金からの借入条件の変更に合わせて、その都度貸付条件を変更する。  (参考)平成15年度の利率改定  第1回 平成15年4月11日  第2回 平成15年5月16日  第3回 平成15年7月11日  第4回 平成15年8月13日  第5回 平成15年9月10日</p>	<p>殊法人等整理合理化計画」に対する対応は、貸付条件の見直し状況を勘案しつつ委員の協議により評定を決定</p>	<p><b>イ 融資費目の廃止：貸付利率、融資率で優遇していた大学等移転事業を対象とした「移転費」を廃止した。</b>  <b>ウ 融資対象学校種の縮減：校具、教具等の整備に要する資金の融資対象から大学等を除外した。</b>  <b>エ 融資率の引き下げ：寄宿舎、学生診療所、国際交流施設、及び障害者利用施設の整備に要する資金の融資率を「90%又は85%」から「80%」に改訂した。</b></p> <p>財政融資資金からの借入時の利率の変更に合わせて、貸付条件のうち、貸付利率を次のとおり、変更した。</p> <table border="1"> <tr><td>第1回</td><td>15.4.11</td><td>一般施設費(20年)</td><td>1.10%</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>15.5.16</td><td>一般施設費(20年)</td><td>1.00%</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>15.7.11</td><td>一般施設費(20年)</td><td>1.50%</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>15.8.13</td><td>一般施設費(20年)</td><td>1.40%</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>15.9.10</td><td>一般施設費(20年)</td><td>2.00%</td></tr> <tr><td>第6回</td><td>15.10.14</td><td>一般施設費(20年)</td><td>1.80%</td></tr> <tr><td>第7回</td><td>15.11.14</td><td>一般施設費(20年)</td><td>2.00%</td></tr> <tr><td>第8回</td><td>15.12.10</td><td>一般施設費(20年)</td><td>1.90%</td></tr> <tr><td>第9回</td><td>16.1.19</td><td>一般施設費(20年)</td><td>1.80%</td></tr> <tr><td>第10回</td><td>16.2.12</td><td>一般施設費(20年)</td><td>1.70%</td></tr> <tr><td>第11回</td><td>16.3.10</td><td>一般施設費(20年)</td><td>1.90%</td></tr> </table>	第1回	15.4.11	一般施設費(20年)	1.10%	第2回	15.5.16	一般施設費(20年)	1.00%	第3回	15.7.11	一般施設費(20年)	1.50%	第4回	15.8.13	一般施設費(20年)	1.40%	第5回	15.9.10	一般施設費(20年)	2.00%	第6回	15.10.14	一般施設費(20年)	1.80%	第7回	15.11.14	一般施設費(20年)	2.00%	第8回	15.12.10	一般施設費(20年)	1.90%	第9回	16.1.19	一般施設費(20年)	1.80%	第10回	16.2.12	一般施設費(20年)	1.70%	第11回	16.3.10	一般施設費(20年)	1.90%	
第1回	15.4.11	一般施設費(20年)	1.10%																																													
第2回	15.5.16	一般施設費(20年)	1.00%																																													
第3回	15.7.11	一般施設費(20年)	1.50%																																													
第4回	15.8.13	一般施設費(20年)	1.40%																																													
第5回	15.9.10	一般施設費(20年)	2.00%																																													
第6回	15.10.14	一般施設費(20年)	1.80%																																													
第7回	15.11.14	一般施設費(20年)	2.00%																																													
第8回	15.12.10	一般施設費(20年)	1.90%																																													
第9回	16.1.19	一般施設費(20年)	1.80%																																													
第10回	16.2.12	一般施設費(20年)	1.70%																																													
第11回	16.3.10	一般施設費(20年)	1.90%																																													
<p>(2) 貸付制度の周知に当たっては、「私立学校のための融資ガイド」を作成して配付するとともに、貸付けの対象となる事業、貸付条件、貸付額算出シミュレーション及び返済額シミュレーション、その他融資情報をホームページで公開する。  また借入れを希望する学校法人等に対し全国5会場において融資の相談会を毎年度開催する。</p>	<p>(2) 貸付制度の周知について「私立学校のための融資ガイド」の配付  平成16年度版平成16年2月配付予定(約7,000法人)  <b>融資情報のホームページへの公開(実施済み)</b>  <b>ア 私立学校のための融資ガイド</b></p>	<p>貸付制度の周知状況</p>	<p>・既設の学校等を対象とした融資相談会は中期目標開始前に終了しているため、新增設学校等を対象とした以下の指標に加え、融資ガイドの内容及び配付状況等を勘案しつつ委員の協議により評定を決定</p> <p>「私立学校のための融資ガイド」の配布  平成16年度版「私立学校のための融資ガイド」を作成し、平成16年2月18日に「平成16年度施設・整備計画及び借入希望に関する調査」に同封し、7,157法人に発送した。  なお、「平成15年度借入希望及び施設・整備計画に関する調査」は平成15年2月21日に7,092法人に送付済である。  融資情報をホームページへ公開し、制度の周知を図った。  <b>ア 私立学校のための融資ガイド</b></p>	<p>年度計画に掲げる目標を全て達成した点を評価。  A</p>																																												



(平成16年2月更新予定)  
 イ 貸付額算出シミュレーション  
 ウ 返済額シミュレーション  
 エ 融資金利表(改定の都度更新)  
 オ 年間業務予定表

融資相談会の開催

ア 既設の学校等を対象とした融資相談会(実施済み)

・実施時期 平成15年5月

・実施会場

全国を6地区に分けて次の会場で実施

札幌市、仙台市、東京都

大阪市、広島市、福岡市

・参加法人等数 130法人

融資相談会

東京地区、東海地区、阪神地区、山陰地区及び九州地区の5地区において10月に開催予定。

融資相談会等の開催による周知状況

A:実施時期・会場について、計画どおり実施

B:やむを得ない合理的な理由により時期を遅らせ、或いは会場を減らした

C:やむを得ない合理的な理由もなく時期を遅らせ、或いは会場を減らした

(平成16年3月23日掲載)

イ 貸付額算出シミュレーション

(平成16年3月23日掲載)

ウ 返済額シミュレーション

(平成16年3月23日掲載)

エ 融資金利表(改定の都度更新)

(10月1日以降は次のとおり)

(平成15年10月14日掲載)

(平成15年11月14日掲載)

(平成15年12月10日掲載)

(平成16年1月19日掲載)

(平成16年2月12日掲載)

(平成16年3月1日掲載)

オ 年間業務予定表(平成16年4月1日掲載)

融資相談会の開催

平成15年度に事業団資金の借入希望法人及び借入検討中の130法人を対象として、平成15年5月12日より6月5日にかけて、札幌市、仙台市、東京都、大阪市、広島市及び福岡市において次のとおり融資相談会を開催した(「その他」は法人側の都合により、別日程としたもの。)

開催期間	開催場所	相談法人数
5月12日～16日	東京都	58
5月20日	仙台市	10
5月20、21日	大阪市	13
5月28日	広島市	9
5月28日	福岡市	11
6月4、5日	札幌市	3
その他		26
計		130

また、平成15年度に学校等の新設等を計画し、事業団資金の借入希望法人及び借入検討中の法人を対象として、平成15年10月に、東海地区、阪神地区、山陰地区及び九州地区の5地区において学校法人へ訪問し、融資相談を実施した。(「その他」は法人側の都合により、別日程としたもの。)

相談日	地区	法人数
10月16、17日	東海地区	2
10月21、22日	九州地区	2
10月28日	阪神地区	2

A

				<table border="1"> <tr> <td>10月28、29日</td> <td>山陰地区</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>東京地区</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>18</td> </tr> </table>	10月28、29日	山陰地区	2	その他	東京地区	10	計		18																																
10月28、29日	山陰地区	2																																											
その他	東京地区	10																																											
計		18																																											
<p>(3) 学校法人等からの借入需要の正確な把握に努め、それを踏まえた長期勘定からの資金の融通、私学振興債券及び長期借入金の調達計画により、安定した貸付財源を確保する。</p>	<p>(3) 安定した貸付財源の確保について</p> <p><b>借入需要の正確な把握</b></p> <p>ア 本年度の借入需要の把握 本年度分については、平成15年2月に実施した借入希望のアンケート調査により把握した学校法人等の借入希望額を、さらに融資相談会で詰めて借入需要額を把握する。</p> <p>イ 平成16年度以降の借入需要の把握 平成16年度及び平成17年度の学校法人等の施設整備計画及び借入希望額について、平成16年2月に借入希望のアンケート調査を実施して借入需要額を把握する。</p> <p><b>安定した貸付財源の確保</b> 本年度事業計画770億円の貸付財源（認可済み）</p>	<p>貸付財源の確保状況</p> <p>借入需要の適正な把握状況</p> <p>貸付に必要な資金の調</p>	<p>・以下の指標を踏まえて委員の協議により評定を決定</p> <p>A：学校法人からの借入需要が正確に把握されており、貸付計画等に正確に反映されていた</p> <p>B：借入需要はほぼ正確に把握されていた</p> <p>C：借入需要の把握ができていなかった</p> <p>A：貸付財源は確保された</p>	<p>借入需要の正確な把握</p> <p>ア 平成15年度分の借入需要については、平成15年2月21日に7,092法人を対象として実施した「平成15年度借入希望及び施設・設備計画に関する調査」により借入希望額を把握した後、融資相談会を5月及び10月に開催し、学校法人の資金需要額を次のように把握した。</p> <p>・調査集計による希望額 [50,506,739千円]</p> <p>・融資相談会（5月）実施後の希望額 45,511,000千円</p> <p>融資相談会（10月）実施後の希望額 1,740,300千円</p> <p>[平成15年度融資相談会実施後需要額計 47,251,300千円]</p> <p>イ 平成16年2月18日に7,157法人を対象として「平成16年度借入希望及び施設・設備計画に関する調査」を実施して、平成16年度及び平成17年度の学校法人等の施設・設備計画及び借入希望額を把握した。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">平成16年度</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>法人数</td> <td>施設・設備計画額 (千円)</td> <td>左のうち 事業団希望額(千円)</td> </tr> <tr> <td>大学・短大法人</td> <td>42</td> <td>77,666,000</td> <td>34,358,400</td> </tr> <tr> <td>高校～専修法人</td> <td>97</td> <td>30,726,000</td> <td>13,148,992</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>139</td> <td>108,392,000</td> <td>47,507,392</td> </tr> <tr> <td colspan="4">平成17年度</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>法人数</td> <td>施設・設備計画額 (千円)</td> <td>左のうち 事業団希望額(千円)</td> </tr> <tr> <td>大学・短大法人</td> <td>16</td> <td>22,464,000</td> <td>11,168,700</td> </tr> <tr> <td>高校～専修法人</td> <td>21</td> <td>7,332,000</td> <td>4,590,200</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37</td> <td>29,796,000</td> <td>15,758,900</td> </tr> </table> <p>安定した貸付財源の確保 平成15年度は貸付実績510億円に対して、以下</p>	平成16年度				区 分	法人数	施設・設備計画額 (千円)	左のうち 事業団希望額(千円)	大学・短大法人	42	77,666,000	34,358,400	高校～専修法人	97	30,726,000	13,148,992	計	139	108,392,000	47,507,392	平成17年度				区 分	法人数	施設・設備計画額 (千円)	左のうち 事業団希望額(千円)	大学・短大法人	16	22,464,000	11,168,700	高校～専修法人	21	7,332,000	4,590,200	計	37	29,796,000	15,758,900	<p>A</p> <p>A</p> <p>財源が十分確保されている点、借入需要が段階的に把握されており、既に17年度まで把握されている点を評価。</p>
平成16年度																																													
区 分	法人数	施設・設備計画額 (千円)	左のうち 事業団希望額(千円)																																										
大学・短大法人	42	77,666,000	34,358,400																																										
高校～専修法人	97	30,726,000	13,148,992																																										
計	139	108,392,000	47,507,392																																										
平成17年度																																													
区 分	法人数	施設・設備計画額 (千円)	左のうち 事業団希望額(千円)																																										
大学・短大法人	16	22,464,000	11,168,700																																										
高校～専修法人	21	7,332,000	4,590,200																																										
計	37	29,796,000	15,758,900																																										

	<p>ア 長期勘定からの資金の融通 420 億円</p> <p>イ 私学振興債券 60 億円</p> <p>ウ 長期借入金 220 億円</p> <p>エ 自己資金等 70 億円</p>	<p>達状況</p>	<p>B：貸付財源はほぼ確保された</p> <p>C：貸付財源が不足した</p>	<p>のとおり財源を調達・確保した。</p> <p>ア 長期勘定からの資金融通 291 億円 (20 年借入金金利 0.70% ~ 1.70%、 10 年借入金金利 0.40% ~ 1.20%)</p> <p>イ 私学振興債券 60 億円 (10 年債、表面利率 1.62%、 発行者利回り 1.6566%)</p> <p>ウ 長期借入金(財政融資資金) 153 億円 (20 年借入金金利 0.70% ~ 1.70%)</p> <p>エ 自己資金等 6 億円</p>	<p>A</p>													
<p>(4) 蓄積した法人情報、財務データの活用等により、学校法人等からの借入申込みに係る書類の提出から貸付金の決定までの平均審査期間を、中期目標期間中に 5%以上短縮するとともに、提出書類の簡素化を図る。</p>	<p>(4) 貸付審査期間の短縮等について</p> <p>貸付審査期間の短縮</p> <p>私学経営相談センターの保有するデータを活用して貸付審査の事前審査を行うことにより、貸付審査期間の短縮を図る。</p> <p>提出書類の簡素化</p> <p>資料の共有化を一層進めることにより、借入申込書のうち学校法人等の概況及び財務に係る提出書類の縮減を行う。</p>	<p>貸付審査の合理化状況等</p> <p>審査期間の短縮状況</p> <p>書類の簡素化状況</p>	<p>・以下の指標を踏まえて委員の協議により評定を決定</p> <table border="1" data-bbox="1350 787 1617 1249"> <tr> <td>2%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>以上</td> <td>以上</td> <td>未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>未満</td> <td></td> </tr> </table> <p>A：提出書類の簡素化が大幅に図られた</p> <p>B：提出書類の簡素化が図られた</p> <p>C：提出書類が簡素化できなかった</p>	2%	1%	1%	以上	以上	未満		2%			未満		<p>貸付審査期間の短縮</p> <p>私学経営相談センターの保有するデータを活用して貸付審査の事前審査を行い、貸付審査期間を昨年度に比べ 21.2% (12.7 日) 短縮した。</p> <p>・平均審査期間 47.3 日 <math>3,355(\text{貸付審査延べ日数}) \div 71(\text{貸付審査法人数})</math></p> <p>・短期期間 12.7 日 60 日(平成 14 年度) - 47.3 日</p> <p>・短縮率 21.2% <math>12.7 \text{ 日} \div 60 \text{ 日}</math></p> <p>提出書類の簡素化</p> <p>これまで、借入申込書の添付書類としていた予算書を、平成 15 年 10 月 1 日以降に借入の申し込みをする法人より、添付不要とし、提出書類の簡素化を実施した。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>従来は貸付審査期間が長いといわれていたが、かなり改善されている。保有データの活用が功を奏したといえる。</p> <p>(留意事項)</p> <p>提出書類に関しては、学校法人の負担軽減の観点からも、真に必要なもののみを提出すれば済むよう、絶えず検討をおこなっていくべきである。</p>
2%	1%	1%																
以上	以上	未満																
	2%																	
	未満																	
<p><b>3 受配者指定寄付金事業</b></p> <p>(1) 募金の取扱いに当たっては、「手引」を作成して配付するとともに、ホームページで公開し、さらに Q &amp; A の項目を充実させる。</p>	<p><b>3 受配者指定寄付金事業</b></p> <p>(1) 募金の取扱いの周知について</p> <p>「寄付金事務の手引」の配付</p> <p>本年度に制度改正があったため、「寄付金事務の手引」の改訂を行い、募金を計画する学校</p>	<p>募金周知に関する情報提供状況</p>	<p>・「寄付金事務の手引」の作成・配布やホームページにおける Q &amp; A の項目の充実内容について委員の協議により評定を決</p>	<p>「寄付金事務の手引き」の配布</p> <p>制度改正による「寄付金事務の手引き」の改訂版を作成し、平成 15 年 8 月 29 日より受配者指定寄付金制度の利用を計画している学校法人に対し配布を開始し、募金の取扱いの周知を図った。</p>	<p>A</p>	<p>「寄付金事務の手引き」は内容的に評価できるものが作成されており、必要とする学校法人に配付されている点を評価。</p>												

	<p>法人へ配付。(配付開始済み)</p> <p>ホームページへの公開</p> <p>「寄付金事務の手引」の概要について12月までにホームページで公開する。さらに、ホームページのQ &amp; Aの項目を20問以上追加する。</p>		定	<p>受配者指定寄付金制度の概要を平成15年12月12日にホームページにおけるQ &amp; Aについても平成14年度の4問から24問(7部門)に追加を行い内容の充実を図った。</p>		
<p>(2) 募金に係る書類の受付から審査決定までの手続の簡素化、例えば募金予定額に係る審査方法の見直し等を図り、平均審査期間を中期目標期間中に5%以上短縮する。</p>	<p>(2) 審査手続の見直しについて</p> <p>審査手続の簡素化</p> <p>募金額が3億円未満の寄付事業の審査決定手続を簡素化する。(実施済み)</p> <p>平均審査期間の短縮</p> <p>2%以上短縮する。</p>	審査手続の合理化状況		<p>審査手続の簡素化</p> <p>審査に関する規定である「受配者指定寄付金審査決定の方法について」を5月に改正し、役員会での審査が必要であった募金目標額「5,000万円以上の寄付事業」を「3億円以上の寄付事業」に改め、審査手続の簡素化を図った。</p> <p>平均審査期間の短縮</p> <p>上記の審査手続に関する規定の改正により、平均審査期間を昨年度に比べ3.3%(1.45日)短縮した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均審査期間 42.55日 2,255(審査延べ日数) ÷ 53(審査件数)</li> <li>短縮期間 1.45日 44日(平成14年度) - 42.55日</li> <li>短縮率 3.3% 1.45日 ÷ 44日</li> </ul>	A	手続の簡素化は必要であり、実際に審査期間が短縮されている点を評価。
<p>(3) 受配者指定寄付金の配付先及び募金対象事業を決定次第毎月ホームページで公開する。</p>	<p>(3) ホームページへの公開について</p> <p>受配者指定寄付金の配付先の学校法人名、募金対象事業及び募金期間を審査決定次第毎月ホームページで公開・更新する。</p>	受配者指定寄付金の公表状況	<p>A: 毎月更新した</p> <p>B: やむを得ない合理的な理由により更新が遅れた</p> <p>C: やむを得ない合理的な理由もなく更新が遅れた</p>	<p>学校法人名、募金対象事業及び募集期間について毎月末の審査決定後、それぞれ平成15年11月19日、12月12日、平成16年1月19日、2月18日及び3月16日にホームページで公開・更新した。</p>	A	
<p><b>4 学術研究振興基金事業</b></p> <p>(1) 学術研究振興基金の運用益による学術研究振興資金の公募要領及び学術研究計画調査の記入要領等を学校法人に周知するとともに、ホームページで公開する。</p>	<p><b>4 学術研究振興基金事業</b></p> <p>(1) 公募要領等の送付とホームページへの公開について</p> <p>公募要領の送付</p> <p>平成16年度学術研究振興資金の公募要領を、大学、短期大</p>	公募要領等の学校法人及び社会への公表状況	<p>・学校法人への周知、ホームページへの掲載状況等について委員の協議により評定を決定</p>	<p>、</p> <p>平成15年9月12日付けで平成16年度学術研究振興基金の公募要領を学校法人(644法人)へ送</p>	A	公募要領等の学校法人及び社会への公表はよくなされていることを評価。

	<p>学及び高等専門学校を設置する学校法人（644法人）へ送付する。（実施済み）</p> <p>公募要領のホームページへの公開</p> <p>公募要領の概要をホームページで公開する。（実施済み）</p> <p>電子メールによる学術研究計画調書等の様式の送付</p> <p>希望があった学校法人に対し10月から実施。</p>			<p>付し、その概要を同日付けでホームページに公開することにより、学校法人への周知を図った。</p>		
<p>(2) 交付に当たっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部の委員により構成される学術研究振興資金選考委員会において次のことを審議する。</p> <p>採択基準の策定・見直し</p> <p>各研究分野の委員による審査方法の見直し</p> <p>研究の採択に関する重要な事項</p>	<p>(2) 学術研究振興資金選考委員会における審議について</p> <p>交付に当たっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部の選考委員により構成される学術研究振興資金選考委員会において次のことを審議し、平成16年度の採択に反映する。</p> <p>採択基準の策定・見直し</p> <p>各研究分野の委員による審査方法の見直し</p> <p>研究の採択に関する重要な事項</p>	<p>交付に当たっての客観性及び透明性の確保</p> <p>学術研究振興資金選考委員会での検討状況</p>	<p>・以下の指標を踏まえて委員の協議により評定を決定</p> <p>A：選考委員会で審議の結果を採択に反映した</p> <p>B：選考委員会で審議をした</p> <p>C：選考委員会で審議しなかった</p>	<p>電子メールによる学術研究計画調書等の様式の送付</p> <p>平成16年度学術研究計画調書等の提出（平成15年10月31日締切）に当たって、電子メールによる様式の送付を希望する法人に対し、10月25日までに141法人に様式を送付した。</p> <p>平成16年2月27日開催の学術研究振興資金選考委員会において、審査方法等の重要な事項について審議され、研究課題ごとの総合評価（5点満点）から項目別（5項目）での評価（25点満点）に見直しを行い、新たに「学術研究振興資金採択基準（平成16年3月30日理事長裁定）」を制定して採択方法を規定した。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>審査方法の見直しが行われている点、新たな審査基準が制定されている点を評価。</p> <p>（留意事項）</p> <p>研究分野の専門化、多様化の時代、従来の国立優位、権威主義から脱皮するための様々な工夫が必要である。</p>
<p>(3) 交付対象事業の評価を、各研究分野の選考委員の評価に基づいて適切に行い、翌事業年度以降の研究の採択に際しては、それらの評価を反映させるなどして、効率的・効果的な交付を行う。</p>	<p>(3) 選考委員の評価の次年度以降への反映について</p> <p>交付対象事業についての各研究分野の外部の選考委員による評価の実施及び評価の反映の仕方について、学術研究振興資金選考委員会で審議する。</p>	<p>選考委員による評価の実施及び反映状況</p>	<p>A：選考委員が行う評価を適切に行い、具体的な改善策を策定した</p> <p>B：評価を適切に行った</p> <p>C：評価を行わなかった</p>	<p>外部の選考委員が研究分野ごとに担当する研究課題について、選考基準に基づいて5点法による評価を行い、平成16年2月27日開催の学術研究振興資金選考委員会において、その評価を基に研究課題の採択・不採択を決定した。</p>	<p>A</p>	<p>選考委員会において、外部の選考委員により選考が行われており、適正に補助対象が決定されている。</p> <p>（留意事項）</p> <p>研究課題の評価こそむずかしいが評価を行うことが重要である。</p>
<p>(4) 学術研究振興資金の交付を受けて行</p>	<p>(4) 研究成果の普及について</p>	<p>研究成果の普</p>	<p>・以下の指標を踏ま</p>			<p>研究成果の評価は難しいが、特に国立情</p>

<p>れた研究の成果を普及させるため、次のことを行う。</p> <p>「学術研究振興資金研究概要」及び「学術研究振興資金学術研究報告」を毎年度刊行する。また国立情報学研究所「民間助成研究成果概要データベース」に登録し、公開する。</p> <p>学術研究振興資金の交付先、交付額及び研究テーマ等を毎年度「月報私学」に掲載するとともに、ホームページで公開する</p>	<p>刊行物の発行</p> <p>ア 「平成15年度学術研究振興資金研究概要」(実施済み)</p> <p>イ 「平成14年度学術研究振興資金学術研究報告」(12月実施予定)</p> <p>国立情報学研究所への登録公開</p> <p>国立情報学研究所「民間助成研究成果概要データベース」への平成15年度学術研究振興資金採択研究の登録(実施済み)</p> <p>「月報私学」への掲載</p> <p>「月報私学」への平成15年度学術研究振興資金の交付先、交付額及び研究テーマ等の交付状況の掲載(7月号掲載済み)</p> <p>ホームページでの公開</p> <p>平成16年度学術研究振興資金の交付先、交付額及び研究テーマ等の内示状況(3月実施予定)</p>	<p>及状況</p> <p>「研究概要」及び「研究報告書」の刊行状況</p>	<p>及び学術研究振興資金の公表状況等について委員の協議により評定を決定</p> <p>A:「概要」、「報告書」等を刊行し交付を受けて行われた研究成果等を普及した</p> <p>B:「概要」、「報告書」等のいずれかの刊行が年度内にできなかった</p> <p>C:刊行物等を発行しなかった</p>	<p>刊行物の発行</p> <p>ア 「平成15年度学術研究振興資金研究概要」は、平成15年6月20日に行われた学術研究振興資金贈呈式の資料として当該学校法人の研究者、経済団体等の来賓及び報道関係者等に配布した。</p> <p>イ 「平成14年度学術研究振興資金学術研究報告」は、平成15年12月19日に刊行し、当該学校法人の研究者、寄付者である経済団体及び国会図書館等へ配布した。</p> <p>国立情報学研究所への登録公開</p> <p>平成14年度学術研究振興資金に採択された研究テーマ、研究代表者氏名、研究期間、研究機関名、概要等のデータを平成15年8月4日に国立情報学研究所へ送付し、「民間助成研究成果概要データベース」へ登録した。</p> <p>「月報私学」への掲載</p> <p>平成15年度学術研究振興資金に採択した83件の交付先、交付額及び研究テーマ等を「月報私学7月号」に掲載した。</p> <p>ホームページでの公開</p> <p>平成16年度学術研究振興資金の採択を内示した73件の交付先、交付額及び研究テーマ等を平成16年3月31日にホームページで公開した。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>報学研究所への登録公開、ホームページでの公開は有効と考えられる。</p>
<p><b>5 教育条件・経営情報支援事業</b></p> <p>(1) 私学経営相談センターの機能の充実に努め、経営相談を実のあるものとするため、次のことを行う。</p> <p>経営改善を必要とする学校法人の依頼に応じて、経営困難に陥る前の学校法人を優先して、融資部、助成部と連携しつつ、財務分析を基礎に教育条件を含む経営診断・経営相談を行う。</p>	<p><b>5 教育条件・経営情報支援事業</b></p> <p>(1) 経営診断・経営相談の実施について</p> <p>経営診断・経営相談の実施法人数</p> <p>ア 経営診断実施法人数 3法人(2法人実施済み)</p> <p>イ 経営相談実施法人数 39法人(13法人実施済み)</p> <p>ウ さらに、経営困難に陥る直前と判断した学校法人からの申込みがあった場合には、上記</p>	<p>経営診断・経営相談の実施状況等</p>	<p>以下の指標を踏まえ、経営診断・経営相談の実施状況を勘案しつつ委員の協議により評定を決定</p>	<p>経営診断・経営相談の実施法人数</p> <p>ア 経営相談実施法人数 3法人</p> <p>・「月報私学」平成15年3月号に経営相談・診断の案内を掲載した。</p> <p>・平成15年3月26日付けで経営相談・診断の案内を送付した(平成15年4月30日申込締切)。</p> <p>・申込法人数は短大法人6法人、高校法人11法人で合計17法人であった。</p> <p>・短大法人3法人について経営診断を実施した。(経営を全般的に分析する必要性の程度、診</p>	<p>A</p>	<p>今回専門家を外部相談員として委嘱し専門的な知識を得て対応した点は評価できる。今後、外部の専門家を活用する必要性は増していくと考えられ、よい取り組み方である。また、アンケートおける満足度85.7%はよい数字と言える。</p> <p>(留意事項)</p> <p>今後の各学校法人からの経営診断の要望にどれだけ応えられるかが、今後の課題</p>

<p>経営診断・経営相談については、提供する数値データ及び情報等の内容を充実させ、アンケート調査における依頼法人の満足度を中期目標期間中、毎年度70%以上とする。</p>	<p>に追加して経営診断・経営相談を行う。</p> <p>経営診断・経営相談の内容充実と満足度</p> <p>ア 本年度から公認会計士及び弁護士を外部相談員として委嘱し、学校法人の相談内容のうち、特別な課題については専門的な知識を得て対応する。</p> <p>イ 本年度に経営診断・経営相談を実施した学校法人を対象に、回答内容の的確性、提供資料の有効性等に関するアンケート調査を2月に実施する。満足度は70%以上とする。</p> <p>アンケート調査の結果を基に平成16年度以降の経営診断・経営相談の改善を図る。</p>	<p>経営診断等の内容充実と満足度</p> <p>経営診断・経営相談を行った学校法人からのアンケートでの満足度調査</p>	<p>・満足度調査と提供する情報等の内容充実について、委員の協議により評定を決定</p> <p>A：満足度が70%超 B：満足度が60%超70%以下 C：満足度が60%以下</p>	<p>断事項から見た診断の必要性の程度、過年度における診断・相談の実施の有無などを勘案して選定した。)</p> <p>イ 経営相談実施法人数 39 法人</p> <p>・「月報私学」平成15年3月号に経営相談・診断の案内を掲載した。</p> <p>・平成15年3月26日付けで経営相談・診断の案内を送付した(平成15年4月30日申込締切)。</p> <p>・申込法人数は大学法人39法人、短大法人6法人、高校法人21法人で合計66法人であった。</p> <p>・大学法人17法人、短大法人6法人、高校法人18法人で合計39法人について経営診断を実施した。</p> <p>(入学定員充足率、総負債比率、帰属収支差額比率などの経営状況、相談事項から見た診断の必要性の程度、過年度における診断・相談の実施の有無などを勘案して選定した。)</p> <p>ウ さらに、経営困難に陥る直前と判断した学校法人からの申込みがあった場合には、上記に追加して経営診断・経営相談を行うこととしていたが、平成15年度は当初申込みの中に2法人含まれており、追加の該当はなかった。</p> <p>経営診断・経営相談の内容充実と満足度</p> <p>ア 平成15年度から公認会計士及び弁護士を外部相談員として委嘱し、学校法人の相談内容のうち、特別な課題については専門的な知識を得て対応することとした。</p> <p>・平成15年12月1日付けで私学経営相談員(公認会計士1名、弁護士1名)を委嘱した。</p> <p>・平成16年3月16日に私学経営の困難な状況について私学経営相談員と意見交換を行った。</p> <p>イ 平成16年2月18日付けで平成15年度に経営相談を実施した法人に対して満足度アンケート</p>	<p>と考えざるを得ない。</p>
---	--	---	--	---	-------------------

<p>15歳及び18歳人口の減少を背景とした厳しい経営環境のなかで、経営改善に取り組む学校法人の事例等を調査収集し、研究・分析の結果得られた成果を、刊行物として中期目標期間中毎年度発刊する。</p>	<p>ウ 下記 アの「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」調査により得られる優れた教育条件あるいは経営改善の具体的な事例を、現地訪問等によりさら</p>	<p>に詳細に調査し、経営診断・経営相談に反映させるなど学校法人の参考に供する。</p>	<p>学校法人の経営改善事例等の調査収集及び発刊</p>	<p>ア 18歳人口の減少期における経営者の意識及び改善方策について、5年前の調査結果と比べるため、人事管理、経理・財務、教育、募集対策等の人を対象として「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」調査を実施する（調査票発送済み）。</p>	<p>同調査結果を研究分析し、その成果を「学校法人の経営改善方策に関するアンケート報告」として刊行物にまとめ、2月末に発刊する。</p>	<p>イ 学生募集や法人経営に資するため、学校法人基礎調査のデータに基づき大学・短期大学の入学志願動向を研究分析し、その成果を「平成15年度私立大学・私立短期大学入学志願動向（速報）」として刊行物にま</p>	<p>学校法人の経営改善事例等の刊行状況</p>	<p>A：学校法人の経営改善に関する有益な事例集を発刊し、学校法人等へ情報提供を行った B：事例集を発刊した C：事例集を発刊できなかった</p>	<p>を実施した（平成16年3月5日締切）。また、平成16年3月15日付けで平成15年度に経営診断を実施した法人に対して満足度アンケートを実施した（平成16年3月26日締切）。</p> <p>・両アンケートの回答で「満足」と回答した法人の割合は、85.7%であった。</p>	<p>ウ 優れた教育条件あるいは経営改善の具体的な事例を経営診断・経営相談に反映させるため、「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」（平成15年6月実施）及びマスコミ情報などを基に選定した12の法人又は学校に対して、平成16年2月に現地へ赴き、経営等情報収集調査を実施した。</p> <p>・調査を実施した中で5件は、「月報私学」の平成16年6月号から8月号まで、事例紹介として掲載する予定である。</p>	<p>学校法人の経営改善事例等の調査収集及び刊行</p>	<p>ア 平成15年4月、平成10年度に実施した「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」を基に、経営相談で質問の多い項目等を新たに設問に加え、アンケートを作成し、6月に大学及び短期大学法人に対して発送した（対象法人数649法人）。</p> <p>・7月末にアンケートを回収（回収率94.8%）し、基礎データチェックのうえ、8月にパンチ業者にデータ入力作業を依頼した。9月上旬納品。</p> <p>・9月からアンケートデータの編集・校正作業を開始し、アンケートの集計速報を「月報私学」12月号に掲載した。</p> <p>・平成16年1月に業者に印刷、製本を依頼し、私学経営情報第20号「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告として2月に発刊した。大学・短期大学法人ほか文部科学省、私学関係団体等に配布した。</p> <p>・アンケート集計結果の概要を月刊誌「学校法人」平成16年4月号から7月号、「教育学術新聞」平成16年3月10日号以降全6回にわたり掲載した。</p>	<p>A</p>
---	---	--	------------------------------	--	--	--	--------------------------	---	---	---	------------------------------	--	----------



<p>行政機関の依頼に応じて学校法人の経営分析を行う。</p>	<p>とめ、発刊する（発刊済み）。</p> <p>行政機関の依頼に応じて行う学校法人の経営分析</p> <p>ア 文部科学省の依頼に応じて、入学状況が不振となり経営困難に陥った学校法人、あるいは財政運営の適正を欠いて経営困難に陥った学校法人などの資金計画の実行可能性等について経営分析を行う。</p> <p>イ 地方公共団体の依頼に応じて、アに準じて学校法人の経営分析を行う。</p>	<p>行政機関の依頼に応ずる学校法人の経営分析状況</p>	<p>A：経営分析の依頼件数に対する実施割合が100%</p> <p>B：やむを得ない合理的な理由により実施割合が80%以上</p> <p>C：やむを得ない合理的な理由もなく実施割合が80%未満</p>	<p>イ 「平成15年度私立大学・私立短期大学入学志願動向（速報）」を平成15年8月に発刊（集計学校数 大学521校、短期大学415校）し、大学・短期大学法人ほか文部科学省、私学関係団体等に配布した。</p> <p>行政機関の依頼に応じて行う学校法人の経営分析</p> <p>ア 文部科学省高等教育局私学部参事官室から経営困難に陥った所轄の7法人に関する経営分析の依頼があり、各法人から同省に提出された資金計画の実行可能性等を分析した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校法人</th> <th>調査結果検討</th> <th>経営分析依頼</th> <th>経営分析提出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. A法人</td><td>15.10.23</td><td>15.10.26</td><td>15.11.27</td></tr> <tr><td>2. B法人</td><td>15.10.23</td><td>15.12.12</td><td>16.1.16</td></tr> <tr><td>3. C法人</td><td>15.10.23</td><td>15.12.19</td><td>16.1.30</td></tr> <tr><td>4. D法人</td><td>15.10.23</td><td>15.12.19</td><td>16.1.30</td></tr> <tr><td>5. E法人</td><td>15.10.23</td><td>16.1.26</td><td>16.3.18</td></tr> <tr><td>6. F法人</td><td>16.1.7</td><td>16.2.23</td><td>16.3.24</td></tr> <tr><td>7. G法人</td><td>16.1.7</td><td>16.2.13</td><td>16.3.31</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 京都府の私立高校経営改革支援事業として、京都府私立中学高等学校経営者協会から経営の健全化を図るための経営相談の依頼があった6法人（大学法人1法人、高校法人5法人）は、経営相談実施法人数39法人に含めた。</p>	学校法人	調査結果検討	経営分析依頼	経営分析提出	1. A法人	15.10.23	15.10.26	15.11.27	2. B法人	15.10.23	15.12.12	16.1.16	3. C法人	15.10.23	15.12.19	16.1.30	4. D法人	15.10.23	15.12.19	16.1.30	5. E法人	15.10.23	16.1.26	16.3.18	6. F法人	16.1.7	16.2.23	16.3.24	7. G法人	16.1.7	16.2.13	16.3.31	<p>A</p>	
学校法人	調査結果検討	経営分析依頼	経営分析提出																																			
1. A法人	15.10.23	15.10.26	15.11.27																																			
2. B法人	15.10.23	15.12.12	16.1.16																																			
3. C法人	15.10.23	15.12.19	16.1.30																																			
4. D法人	15.10.23	15.12.19	16.1.30																																			
5. E法人	15.10.23	16.1.26	16.3.18																																			
6. F法人	16.1.7	16.2.23	16.3.24																																			
7. G法人	16.1.7	16.2.13	16.3.31																																			
<p>(2) 私学サーバームを中核とする総合的情報ネットワークの整備により、私学データバンクを構築し、私立学校のニーズに合った情報を提供するため活用度調査を行い、私立学校に必要な情報の提供を図る。</p>	<p>(2) 私立学校のニーズに合った情報の提供について</p> <p>私学データバンク構築のための総合情報ネットワークの整備（前出「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 教育条件・経営情報支援事業」に（本資料5ページ）記載）</p> <p>活用度調査</p> <p>私立学校のニーズに合った情報を提供するため、本年度は学校法人基礎調査で収集した項目の見直しを行うとともに平</p>	<p>私立学校のニーズに即した情報提供の状況</p> <p>総合ネットワークの整備状況</p> <p>活用度調査の状況</p>	<p>・以下の指標を踏まえて委員の協議により評定を決定</p> <p>再掲</p> <p>・活用度調査の準備の進捗状況等について委員の協議により</p>	<p>「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 教育条件・経営情報支援事業」に計画した開発を行った。</p> <p>活動度調査</p> <p>私立学校のニーズに合った情報を提供するため、学校法人基礎調査について事業団、私学団体及び</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>計画達成のために必要なシステムの開発、調査内容の見直し等が行われている。</p>																																

	成 16 年度予定の活用度調査の実施に向けて準備を行う。		評定を決定	文部科学省との間で検討し、学校法人基礎調査のうち「学生納付金調査」について見直しを行った。 また、私立学校のニーズにあった情報を提供するため、平成 16 年度予定の活用度調査の実施に向けて、調査方法・内容等の具体的検討を行った。その結果、活用度調査案（＝私学サーバーファームにおける情報収集及び情報提供システムの活用度についてのアンケート(依頼)）を作成し、平成 16 年度実施に向けての準備を行った。	
<p><b>6 情報収集・提供・広報・普及啓発</b></p> <p>(1) 公表資料については、担当部署間の連携を図り、最新情報の提供を原則として公表と同時にホームページに掲載する。</p>	<p><b>6 情報収集・提供・広報・普及啓発</b></p> <p>(1) 公表資料のホームページへの掲載について 最新情報の提供を原則として公表と同時にホームページに掲載する。(掲載済み)</p> <p>ア 法令で公表が義務付けられている資料</p> <p>イ 月報私学(以下組織規程の部制順)</p> <p>ウ 事業団のあらまし</p> <p>エ 行政コスト計算財務書類</p> <p>オ 融資ガイド</p> <p>カ 融資金利表</p> <p>キ 私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準</p> <p>ク 特別補助配分基準</p> <p>ケ 私立大学等経常費補助金交付状況</p> <p>コ 受配者指定寄付金受入事業一覧</p> <p>サ 学術研究振興資金採択状況</p> <p>シ 学術研究振興資金研究課題一覧</p> <p>など</p>	公表資料の公表手段・状況	<p>A：公表と同時にホームページに掲載</p> <p>B：やむを得ない合理的な理由でホームページへの掲載公表が遅れた</p> <p>C：やむを得ない合理的な理由もなくホームページへの掲載が遅れた</p>	<p>(1)法令で公表が義務づけられている資料、事業団の公表資料について最新の情報をホームページに掲載し、学校法人及び一般に広く周知した。</p> <p>ア・役員の数、氏名、任期及び経歴：平成 15 年 10 月 1 日、10 月 9 日、平成 16 年 1 月 5 日掲載</p> <p>・役員経歴等の公表：平成 15 年 10 月 16 日、11 月 19 日、平成 16 年 1 月 9 日掲載</p> <p>・中期目標：平成 15 年 10 月 10 日掲載</p> <p>・中期計画：平成 15 年 10 月 10 日掲載</p> <p>・平成 15 年度計画：平成 15 年 10 月 16 日掲載</p> <p>・事業団法：平成 15 年 10 月 10 日掲載</p> <p>・助成業務方法書：平成 15 年 10 月 10 日掲載</p> <p>・役員給与規程：平成 15 年 10 月 10 日、12 月 12 日掲載</p> <p>・役員退職手当規程：平成 15 年 10 月 10 日、平成 16 年 2 月 18 日掲載</p> <p>・職員給与規程：平成 15 年 10 月 16 日、12 月 12 日掲載</p> <p>・職員退職手当規程：平成 15 年 10 月 16 日掲載</p> <p>・医療施設職員規程(抜粋) 医療施設職員退職手当規程、宿泊施設職員規程(抜粋) 宿泊施設職員退職手当規程：平成 15 年 10 月 10 日掲載</p> <p>イ 月報私学：平成 15 年 10 月 2 日、11 月 5 日、12 月 2 日、平成 16 年 1 月 5 日、2 月 2 日、3 月 1 日掲載</p> <p>ウ 事業団のあらまし：平成 15 年 4 月 16 日、9 月 10 日掲載</p>	<p>B</p> <p>公表日(10/1)より遅れた理由には、合理的理由があると判断できる。</p>

				<p>エ 行政コスト計算財務書類：平成 15 年 9 月 11 日掲載</p> <p>オ 融資ガイド：平成 16 年 3 月 23 日掲載</p> <p>カ 融資金利の改定：平成 15 年 10 月 14 日、11 月 14 日、12 月 10 日、平成 16 年 1 月 19 日、2 月 12 日、3 月 10 日掲載</p> <p>キ 私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準：平成 15 年 5 月 16 日掲載</p> <p>ク 特別補助配分基準：平成 15 年 5 月 16 日掲載</p> <p>ケ 平成 14 年度補助金交付状況：平成 15 年 10 月 23 日掲載</p> <p>コ 受配者指定寄付金受入事業一覧：平成 15 年 11 月 19 日、12 月 12 日、平成 16 年 1 月 19 日、2 月 18 日、3 月 16 日掲載</p> <p>サ 平成 15 年度学術研究振興資金採択状況：平成 15 年 10 月 16 日掲載</p> <p>シ 平成 16 年度学術研究振興資金採択課題一覧：平成 16 年 3 月 31 日掲載</p>	
<p>(2) 学校法人等に対する情報提供システム（私学データ作成システム、学校法人情報検索システム及び今日の私学財政閲覧システム）の情報の更新に要する期間については、チェック機能の一層の充実を図り、中期目標期間中にデータのチェック完了後 2 か月以内に更新する。</p>	<p>(2) データチェック機能の一層の充実について</p> <p>本年度は検索データの確実性の検証、個別法人等情報の特定防止などのデータチェックマニュアルを作成し、データチェック完了後 3 か月以内に更新する。</p>	<p>私立学校への情報提供システムのチェック機能の充実</p>	<p>・チェック機能の充実について以下の指標を踏まえ委員の協議により評点を決定</p> <p>データチェック完了後の更新時期</p> <p>A：データチェック機能の一層の充実を図ることにより目標期間を大幅に短縮して更新を行った</p> <p>B：目標期間内に更新を行った</p> <p>C：目標期間内に更新できなかった</p>	<p>(2)従来、私学経営相談センターが学校法人からの要望に応じて作成・提供していた財務帳票等を、学校法人がインターネットを利用して直接入力できる「私学データ作成システム」及び、学校法人に刊行物として配布している「今日の私学財政」を、インターネットで閲覧できる「今日の私学財政閲覧システム」を開発するにあたり、開発と平行して、両システムの基礎となるデータの整理と確認を行い、両システムのデータの整合性及び個別の学校法人にデータが特定できないようチェックを行った。</p> <p>平成 15 年度、データチェックは平成 15 年 10 月 27 日に完了し、データの更新は平成 16 年 1 月 23 日に行った。</p> <p>なお、開発過程で行った両システムのデータのチェック項目、チェック方法を整理・点検・統合</p>	<p>必要に応じて活用できるシステム構築として評価できる。</p> <p>(留意事項)</p> <p>システムがどの程度活用され、どのような成果に結びついているのかのデータフォロー及び個別学校法人のデータのセキュリティの確立への努力が必要。</p>

し、データチェックマニュアルとして作成した。

財務内容の改善に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定	
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項等
<b>予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画</b>	<b>予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画</b>							
<b>1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</b> 業務運営に必要な収益を確保する観点から、例えば刊行物販売等新たな収入源の確保を図る。	<b>1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</b> 平成 16 年度以降新たな収入源の確保を図るため、刊行物販売等に向けた方策を立案する。	新たな収入源確保の検討状況	A：新たな収入源について検討し、具体的な方策がまとまった B：新たな収入源について検討した C：新たな収入源について検討していない	検討経緯 ・平成 15 年 12 月 無料で学校法人に提供してきた「今日の私学財政」を増刷し、増刷分を有料販売することとした。 出版関係 3 社から刊行物販売等に向け、ヒヤリングを実施した。 ・平成 16 年 1 月～ 2 月 刊行物販売方法については検討を重ね、委託販売することとした。 ・平成 16 年 3 月 販売業者 3 社に刊行物販売の契約に関する仕様書を提示した。	A	新たな収入源についての具体的方策がまとまっている。		
<b>2 財務内容の管理・運営の適正化</b> 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより財政状態の健全性の確保及び収支状況の改善を図る。 特に信用リスクについては、金融検査マニュアルに準じた自己査定基準による厳格な管理を実施する。	<b>2 財務内容の管理・運営の適正化</b> 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財政状態の健全性の確保及び収支状況の改善を図る。 特に信用リスクについては、金融検査マニュアルに準じた自己査定基準による厳格な管理を実施する。	財政状態の健全性の確保、収支状況の改善状況	・債権の適切な回収状況や信用リスクについての自己査定基準による債権の管理状況等について、委員による協議により評定を決定	債権回収のさらにきめ細やかな対応を図るため、「回収業務取扱要領（平成 10 年 3 月 31 日理事長裁定）」を平成 16 年 3 月 26 日に改正した。 自己査定基準での債権者区分による引当金計算方法を細分化した。	A	リスク管理が以前より具体的になった点を評価。		
<b>3 期間全体に係る予算</b> 別紙 1	<b>3 期間全体に係る予算</b> 別紙 1	収入・支出予算について適正な執行を行	A：収入の確保が図られ、適正な執行がされている	1 貸付金は、学校法人への貸付額が当初予算を下回った。それに伴い、貸付財源である財政融資資金及び長期勘定からの借入金は、借	B	事業団の性格上さまざまな要因があり、今後への不確かさが懸念される。		

		ったか	<p>B：収入は概ね確保され、支出においては収入状況に応じた適正な執行がされている</p> <p>C：収入の確保が図られず、支出についても収入に応じた執行がなされていない</p>	<p>入額が減少した。</p> <p>2 私学振興債券は、発行価格が99円93銭(アンダーパー発行)となったことから減少した。</p> <p>3 貸付回収金は、貸付金の繰上償還予定額を抑制したことにより減少した。</p> <p>4 貸付金利息は、新規貸付金の減少及び利息の当初予算積算上の貸付利率と実績が相違したことにより減少した。</p> <p>5 国庫補助金は、国の節約による補正予算編成により減少したものであり、それに伴い交付補助金も減少した。</p> <p>6 受入寄付金が増加したため、それに伴う支出として、配布寄付金も増加した。</p> <p>7 雑収入は、私立大学等経常費補助金の額の確定による補助金返還額が増加したものであり、それに伴い、学校法人から返還された分を国庫に返納する雑支出も増加した。</p> <p>8 借入金償還は、財政融資資金への繰上返済により増加した。</p> <p>9 借入金利息、債券利息は、新規借入金の減少及び利息の当初予算積算上の借入等利率と実績が相違したことにより減少した。</p> <p>10 助成金、長期勘定への繰入は前年度利益金を財源としており、平成14年度の利益金が当初予算を上回ったため増加した。</p> <p>11 人件費は、給与の減額改定を実施したこと等により減少した。</p> <p>12 一般管理費、業務経費は、印刷製本費・機関誌刊行・建物修繕・債権管理等の経費を削減したことにより減少した。</p>	
<p><b>4 期間全体に係る収支計画</b> 別紙2</p>	<p><b>4 期間全体に係る収支計画</b> 別紙2</p>	<p>収益・費用について効率化が図られたか</p>	<p>A：計画以上の利益が確保された</p> <p>B：概ね計画どおりの収支であった</p> <p>C：大幅な損失を計上する結果となった</p>	<p>1 補助金等収益は、国の節約による補正予算編成により減少したものであり、それに伴う費用として、交付補助金も減少した。</p> <p>2 借入金利息、債券利息は、新規借入金の減少及び利息の当初計画積算上の借入等利率と実績が相違したことにより減少した。</p> <p>3 配布寄付金は、学校法人からの寄付金の受入れが増加したことに伴い、寄付金の配布も</p>	<p>A</p> <p>全体的に努力している点を評価。</p> <p>(留意事項)</p> <p>当期(平成15年度)利益20億円は貸付資金積立金の積み立て方法を見直したことに伴い発生した臨時利益であり、経常利益が減少している点には注意が必要である。</p>

				<p>増加した。</p> <p>4 貸倒引当金の計上基準の変更に伴い、平成15年度末における要引当額に対して引当金の戻入が生じたことから、貸倒引当金繰入は減少し、貸倒引当金戻入が増加した。</p> <p>5 業務経費は、給与の減額改定を実施したこと及び債権管理等の費用を節減したことにより減少した。</p> <p>6 一般管理費は、給与の減額改定を実施したこと及び印刷製本等の費用を節減したことにより減少した。</p> <p>7 雑益は、私立大学等経常費補助金の額の確定による補助金返還額が増加したものであり、それに伴い、学校法人から返還された分を国庫に返納する雑損も増加した。</p> <p>8 貸付金利息は、新規借入金の減少及び利息の当初計画積算上の貸付利率と実績が相違したことにより減少した。</p> <p>9 寄付金収益は、学校法人からの寄付金の受入れが増加したことにより増加した。</p> <p>10 前期損益修正益は、会計基準の変更に伴い、前期以前の損益を修正したことにより生じたものであり、貸倒引当金の計上基準が変更になったこと等により増加した。</p>		
<p><b>5 期間全体に係る資金計画</b> 別紙3</p>	<p><b>5 期間全体に係る資金計画</b> 別紙3</p>	<p>バランスのとれた資金の運営が図られたか</p>	<p>A：資金収入、資金支出決定額のバランスがとれた運営であった</p> <p>B：資金支出が資金収入を上回ったが、運営に必要な資金が確保された</p> <p>C：資金支出が資金収入を上回り運営に必要な資金が確保されなかった</p>	<p>1 国庫補助金収入は、国の節約による補正予算編成により減少したものであり、それに伴う支出として、交付補助金も減少した。</p> <p>2 貸付による支出は、学校法人への貸付額が当初計画を下回った。それに伴い、貸付財源である財政融資資金及び長期勘定からの借入による収入が減少した。</p> <p>3 長期借入金の返済による支出は、財政融資資金への繰上返済により増加した。</p> <p>4 借入金利息支出、債券利息支出は、新規借入金の減少及び利息の当初計画積算上の借入等利率と実績が相違したことにより減少した。</p> <p>5 受配者指定寄付金の受入による収入が増加したため、それに伴う支出として、受配者指</p>	<p>A</p>	<p>日本私立学校振興・共済事業団は国からの運営費交付金は受けず、貸付業務の利益により人件費を含む全ての事業の実施に伴う必要経費をまかない業務を行っている法人であり、全体的な資金計画は評価できる。</p>

				<p>定寄付金の配布にいたる支出も増加した。</p> <p>7 人件費支出は、給与の減額改定を実施したこと等により減少した。</p> <p>8 助成金の交付による支出、長期勘定へ繰入による支出は前年度利益金を財源としており、平成 14 年度の利益金が当初計画額を上回ったため増加した。</p> <p>9 貸付金の回収による収入は、貸付金の繰上償還予定額を抑制したことにより減少した。</p> <p>10 貸付金利息収入は、新規貸付金の減少及び利息の当初計画積算上の貸付利率と実績が相違したことにより減少した。</p> <p>11 債権の発行による収入は、発行価格が 99 円 93 銭（アンダーパー発行）となったことから減少した。</p> <p>12 その他の業務収入は、私立大学等経常費補助金の額の確定による補助金返還額が増加したこと等により増加した。</p>		
<b>短期借入金の限度額</b>	<b>短期借入金の限度額</b>					
短期借入予定なし	短期借入予定なし	短期借入金の状況				



その他主務省令で定める業務運営に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準			評価項目・指標に係る実績	評 定			
			A	B	C		段階的評価	定性的評価及び留意事項等		
<b>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>	<b>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>									
<b>1 施設・設備に関する計画</b> 別紙4	<b>1 施設・設備に関する計画</b> 施設・設備に関する計画なし									
<b>2 人事に関する計画</b>	<b>2 人事に関する計画</b>	人事管理の状況								
(1) 方針 職員の専門的な能力の向上を図るため、実務的な研修や専門的研修を実施する。	(1) 方針 (1) 職員の専門的な能力の向上を図るための研修の実施 私立学校の教育条件・経営の改善に向けた様々な取組みを支援するために、改善方針の考え方、改革の実践などを学び、私学の現状を把握し、私学経営相談センター職員が行う経営相談等の業務に資することを目的とした研修 ア 開催回数 8回 (4回実施済み) イ 研修講師 私立学校関係者等の外部講師 ウ 研修対象者 私学経営相談センターの職員及び希望する役職員	職員の資質・能力向上に向けた取組み状況	・研修の実施状況について A：年度計画に掲げる取組みをすべて達成 B：年度計画に掲げる取組みをほぼ達成 C：年度計画に掲げる取組みをほとんど達成できなかった	当該研修は、私立学校の教育条件・経営の改善に向けた様々な取組みを支援するために、改善方針の考え方、改革の実践などを学び、私学の現状を把握し、私学経営相談センター職員が行う経営相談等の業務に資することを目的として実施した。	回数 テーマ 講師 実施日 (参加人数)	A	研修を実施することは大切であり必要であるが、報告書のとおり実施していることは評価できる。  (留意事項) 受講者の満足度や受講後の意欲の変化などデータ化し研修の効果性をチェックすることも重要なのではないかと。			
				第一回 カリキュラム改革の現場 多摩美術大学生産デザイン学科教授 6月11日 (59名)	第二回 学校法人の財政改革 早稲田大学副総長 7月22日 (62名)	第三回 激流を漕いで苦悶苦粘 尽誠学園香川短期大学就職進学部長 8月27日 -香川短期大学学生の キャリア探しを支援して- (53名)	第四回 改革と評価 法政大学常務理事 9月18日 (外部資金の導入) (59名)	第五回 私立大学の人事政策について 東京理科大学常務理事 10月31日 (60名)	第六回 私学の現場からの報告 学園の財政運営 実践女子学園常務理事 11月28日 法人運営の現状と課題 海城学園総務部長 (60名) 監事機能の強化について 金子教育学園常務理事	第七回 目標管理による経営戦略と 芝浦工業大学常務理事 12月18日

助成業務全般に共通した知識である学校法人会計を理解する上で、最低限必要となる簿記研修

ア 対象人数

6人(3人受講済み)

イ 簿記専門学校が行う短期講習(1か月コース)

ウ 研修対象者 希望する若手職員

職員の資質向上を図り、業務遂行上必要な総合的知識の修得を目的とした内部研修の実施

ア 開催回数

8回(3回実施済み)

イ 研修講師 内部職員  
(課長若しくは課長補佐)

ウ 研修対象者  
助成業務に従事する全係員及びその他希望する職員

事業計画策定 (63名)  
第八回 私立中高の活性化を目指す 富本教育研究所所長 3月22日  
現場からの頼り (44名)

当該簿記研修は、助成業務に共通した知識である学校法人会計を理解する上で最低限必要となる知識を修得することを目的として実施した。

区分	受講期間	受講者数
第一回	6月16日～7月17日	2名
第二回	7月28日～9月4日	1名
第三回	1月27日～2月27日	1名
第四回	2月23日～3月25日	2名

当該職員内部研修は、平成15年10月からの独立行政法人に準じた管理手法の導入に伴い、助成業務に従事する職員の意識改革及び資質向上、並びに現段階において助成業務が抱える諸問題を明確に理解し、もって今後の業務を執行する上での総合的知識を修得することを目的として実施した。

回数	テーマ	講師	実施日	参加者数
第一回	助成助定の損益構造について	財務部経理第一課	7月17日	31名
		課長補佐	7月23日	31名
				計62名
第二回	私立大学の現状と課題	私学経営相談セン	8月1日	44名
		ター調整主幹	8月7日	33名
				計77名
第三回	私学データバンク構想について	私学情報部データ	9月3日	24名
		ベース課課長補佐	9月11日	30名
				計54名
第四回	中期計画について	企画室参事	10月15日	32名
			10月15日	35名
			計67名	
第五回	貸付事業について・繰上償還の 現業地	融資部融資課 課長補佐	10月30日	40名
		融資部債権管理課	11月5日	33名
		課長補佐		計73名
第六回	補助金の動向について	助成部補助金課	11月12日	35名
		課長補佐	11月19日	20名

	<p>新入職員に対して各業務における職務の概要の修得を目的とした研修</p> <p>ア 実施期間 採用後3か月経過後（15年7月9日～11日に実施済み）</p> <p>イ 研修講師 管理職（各業務別の研修）</p> <p>ウ 研修対象者 採用後1年未満の職員</p>			<p>計55名</p> <p>第七回 寄付金業務の動向について 助成部寄付金課 11月26日 21名 課長補佐 12月3日 29名</p> <p>計50名</p> <p>第八回 事業団と文科省等との認可申請・届出などの事務体制のあり方について 総務部総務課長 12月11日 34名 12月17日 32名</p> <p>計66名</p> <p>当該新入職員研修は、採用後1年未満の職員に対し、事業団の各業務における職務の概要の修得を目的とした実施した。</p> <p>・4月採用者については、採用後3か月経過後（平成14年10月採用者については、採用後9か月経過後）に実施した</p> <p>・講義内容は、各課（室、センター及び班を含む）の事務所管の概要とした</p> <p>・講師は、担当課（室、センター及び班を含む）の管理職とした</p> <p>・実施日は7月9日～11日（3日間）、受講者数は8名（うち助成業務は、3名）であった</p>	
<p>業務執行の効率化を図るため、業務委託等を検討する。</p>	<p>(2) 現在行っている業務委託等の対象範囲を拡大し、より業務執行を効率的に行うための検討を行い、順次実施する。</p> <p>(参考) 現在行っている業務委託について</p> <p>ア 設備運転・ビル管理 イ 自動車運行 ウ 警備・受付 エ 給与計算処理 オ システム開発・管理・運用</p>	<p>業務効率化のための業務委託の状況及び検討状況</p>	<p>A：業務委託について検討し、業務効率化に反映した。</p> <p>B：業務委託について検討した</p> <p>C：検討していない</p>	<p>現在行っている業務委託（アウトソーシング）の具体的実施内容は、以下のとおりである。</p> <p>設備保守・運転、自動車運行、警備・受付、給与計算処理、ソフトウェア開発、システムメンテナンス、システム稼働維持支援、サイバーファームシステムコンサルタント、ネットワークシステムセキュリティ管理・運用、パンチデータ入力、ALM分析支援・アドバイス</p> <p>平成15年度は、出張管理業務の業務効率化と経費削減を同時に実現する総合的なシステムについての検討を行った。</p> <p>具体的には、JTБが提供している総合出張管理システム【J's NAVI】について検討した。</p> <p>【J's NAVI】の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社内LANに接続されたすべてのパソコンでの利用が可能（利用者全員がインターネットを利用可能であること）</li> <li>・出張申請・承認、チケットの手配、精算申請・承認、経理計上など、出張に関わる全てのプロ</li> </ul>	<p>B</p> <p>導入には至らなかったものの、事務効率化のための検討がなされている。次年度以降も事務効率化に関する積極的な検討・効率化の実現が望まれる。</p>

				<p>セスをシステム化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレスのワークフローシステム、キャッシュレス精算、二重入力の作業の排除、検算の廃止などを通じて、旅費精算業務を大幅に効率化し、間接経費が削減可能</li> <li>・旅行者のビジネストラベルサービスと連動し、実費精算、月締め一括払いなどを通じて旅費の削減が可能</li> <li>・導入に際しては、最低 500 人以上の利用者の確保が損益分岐点</li> </ul> <p>事業団に導入するために問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所が 2 箇所（九段・湯島）であり、事務所間のコンピュータは 1 つの LAN で結ばれていない（導入する場合は、2 倍経費がかかる）。</li> <li>・両事務所とも職員 1 人 1 台のパソコン環境はできているが、湯島事務所におけるインターネット環境が十分でない。</li> <li>・九段事務所（100 人規模）と湯島事務所（250 人規模）合わせても、採算が合うとされている人数（最低 500 人以上）を確保できない。</li> </ul> <p>平成 15 年度の検討結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の一本化、インターネット環境の整備及び導入コストの低価格化が実現しないとコスト削減にはならない。よって、現時点での導入は時期尚早であるとの結論を得た。</li> </ul>		
<p>人員配置の実施に当たっては、業務量及び職員の能力に応じ適正かつ計画的に行う。</p>	<p>(3) 人員配置の実施に当たっては、業務量及び職員の能力に応じ適正かつ計画的に行う。</p> <p>10 月から新規に 2 名を採用する。（欠員補充）</p> <p>春季の定期人事異動に際して、職員の能力に応じ適正な人事配置を実施する。</p>	<p>適切な人員配置の見直し状況</p>	<p>・事業団が行う、人員配置計画及び配置状況について事業団から聴取したことを踏まえ委員の協議により評定を決定</p>	<p>平成 15 年度の新規採用者は、4 月に 2 名、10 月に 2 名を採用した。いずれも欠員補充であり定員の 105 人以内とした。</p> <p>平成 16 年度 4 月の定期人事異動に際しては、「平成 16 年度人事異動基本方針」を策定し、異動の準備を行った。</p>	<p>A</p>	<p>補充人事のみ実施し、優秀な人材を得るため文部科学省文教団体職員採用試験を活用した点を評価。</p>
<p>職員採用に当たっては、原則として文部科学省文教団体職員採用試験を活用し、優秀な人材の確保を図る。</p>	<p>(4) 文部科学省文教団体職員採用試験の活用について（実施済み）</p> <p>ア 試験日 7 月 27 日</p> <p>イ 募集人員 7 名</p> <p>ウ 応募人員 1 8 6 名</p>	<p>人材確保のための取組み状況</p>	<p>・事業団が行った優秀な人材を確保するための取組み及びその結果について、事業団から聴取した内容を踏まえ委員の協</p>	<p>職員の採用に当たっては、平成 15 年度文部科学省文教団体職員採用試験（平成 16 年度の職員採用のための試験）を活用し実施した。</p> <p>文部科学省文教団体職員採用試験は、文部科学省が所管する特殊法人・財団法人等のうち文教関係団体 12 団体で組織し、そのスケールメリットに</p>	<p>A</p>	

			議により評定を決定	より採用に係る経費を縮減し、1 団体では募集が困難である受験者数を確保するために統一試験として実施した。 事業団としては、平成 15 年 10 月採用予定者数 4 人(うち助成業務 2 人)平成 16 年 4 月採用予定者数 3 名(うち助成業務 1 人)の計 7 人の採用を予定した。結果として、平成 15 年 10 月採用者数 4 人(うち助成業務 2 人)、平成 16 年 4 月採用者数 6 人(うち助成業務 2 人)となった。		
<p>(2) 人員に係る指標</p> <p>常勤職員については、その職員数の抑制を図る。</p> <p>(参考 1)</p> <p>期初の常勤職員数 105 人 期末の常勤職員数の見込み 103 人以内</p> <p>(参考 2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 5,351 百万円</p> <p>ただし、上記の額は、平成15年度の給与ベースによる役員給与並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、福利費及び退職給与金に相当する範囲の費用である。</p>						
<p><b>3 中期目標期間を超える債務負担</b></p> <p>なし</p>						